

令和2年度少子高齢社会等調査検討事業

報告書

令和3年3月



目次

1. 全体の要約	1
2. 本調査の考え方	2
(1) 調査の背景・目的	2
(2) 調査の対象国	2
(3) 調査の内容	3
(4) 調査方法	3
3. 各国における新型コロナウイルス感染症関連施策	7
(1) アメリカ	7
(2) イギリス	12
(3) フランス	16
(4) ドイツ	19
4. 各国の政府統計データ(別資料データ編フォルダ参照)	22
5. 各国のレポート(別資料レポート編フォルダ参照)	23
(1) 女性、子ども、ギグワーカーに関するもの	23
(2) 福祉施設の感染状況(クラスター発生頻度等)に関するもの	24
(3) 外出自粛による健康悪化等に関するもの	24
(4) 在宅勤務の増加等による男性の家事育児への参入や DV 等家族関係への影響に関するもの	24
6. 考察	26
7. 付録(ベーシックインカム)の状況	28
(1) 世界における BI の実施状況	28
(2) アメリカにおける BI の状況	29
(3) ドイツにおける BI の状況	31
(4) その他欧州における BI の状況	31
8. 参考文献(3. 各国における新型コロナウイルス感染症関連施策以降)	32

1. 全体の要約

2019年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、その後、数か月で世界中に感染が拡大し、WHO(世界保健機関)は2020年3月11日にパンデミック(世界的大流行)に相当すると発表した。日本でも、3月から国内での感染者が増加し始め、2020年4月に緊急事態宣言が発令された。突然の失業、休業、在宅生活などにより多くの人々が生活面、収入面、心理面における支援を必要とする状況が生じ、国内では既存の社会保障や雇用施策に加え、これまで取られたことのない緊急的な対応も取られてきた。世界各国においても、COVID-19に対する様々な対応がとられることとなった。

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの4カ国を対象国として、COVID-19の感染拡大に対し実施された雇用面・生活面の施策に関して、インターネットによるWeb調査で、1. 市民一般向け(特に低所得者)、2. 雇用労働者の休業補償、3. フリーランス・ギグワーカーの休業補償、4. 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカーへの給付金等の4つを重点として情報を収集した。また、対象国の政府統計データ(雇用関係、自殺率、DV(Domestic Violence)、児童虐待の件数、出生数、高齢者の死亡数、コロナによる死亡数、生活保護に類する制度の受給者数、医療機関の受診動向、妊娠数等)とその出典元についての調査と、COVID-19の影響に関連した対象国における報告(1. 女性、子ども、ギグワーカーに関して、2. 福祉施設の感染状況(クラスター発生頻度等)に関して、3. 外出自粛による健康悪化等に関して、4. 在宅勤務の増加等による男性の家事育児への参入やDV等家族関係への影響に関して)についての情報を収集した。

施策に関しては、各国では既存の制度をベースとして、その修正や要件の緩和、拡充、期限の延長、新設などを適宜繰り返しながら、雇用面・生活面の施策を打ち出していた。国内の社会制度の違いにより、細かい部分では異なるものの、概ねどの国においても類似の政策がとられていることが明らかとなった。

政府統計データは、各国により収集しているデータに相違があるためweb調査で把握可能なものについては最新の情報までの統計データを出典元の情報と合わせて収集した。COVID-19による影響が反映されると思われる2020年のデータは、まだ集計中と思われ、ほとんどが未公表であったが、ドイツの生活保護の統計は直近の情報が公表されていた。

COVID-19の影響に関連した対象国における報告(レポート)についても、パンデミック発生から1年という短い期間では、まとめられて公表されている報告書は極めて限られており、調査期間内に探索できた英語で記載された報告書というさらに限られた条件の下収集できたレポートについて、数編ずつ収集したものを掲載した。

本調査の結果が、今後わが国の社会保障政策へと寄与することを大きく期待する。

2. 本調査の考え方

(1) 調査の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民生活を大きく変えた。新型コロナウイルスの影響による失業者は11月9日現在で7万人を超え¹ており、在宅生活では政府や地方自治体の相談窓口寄せられたDVの相談件数が5、6月には前年同月比で約1.6倍に増加、子どもの自殺の増加なども報じられている²。中でも、シングル家庭や非正規雇用労働者など、既に支援を受けている人々だけでなく平常時であれば支援を受けずにとどまっている人々をより経済的な困窮状況に陥らせ、さらに、介護、医療従事者など対面的労働者も、労働環境等における様々な困難にさらすことともなった。

このように、突然の失業、休業、在宅生活などにより多くの人々が生活面、収入面、心理面における支援を必要とする状況が生じ、日本国内では既存の社会保障や雇用施策に加え、これまで取られたことのない緊急的な対応も取られてきた。

世界各国においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、既存の政策に加え、様々な対応がとられている。例えば、アメリカでは4月1日に「Families First Coronavirus Response Act(家族第一・コロナウイルス対策法)」が施行された。また、4月16日には、トランプ大統領と米国疾病予防管理センター(Centers for Disease Control and Prevention: CDC)により、「Guidelines Opening up America Again(アメリカを再び開放するためのガイドライン)」が発表され、全ての雇用主に対する対応策が推奨された。

先行研究では、新型コロナウイルス感染拡大以前から存在する社会的な分断や公共サービス等の多寡によって、コロナの影響や対応策の有効性が左右されることも指摘されている。例えば、Kawachi(2020)は、アメリカにおける人種やエスニシティによる感染拡大の影響の大きさの違いに着目し、黒人は人と接触しやすい業種につきやすいこと、テレワークに移行しやすい業種かそうでないかによる影響の差異に言及している³。また、Mikolai・Keenan・Kulu(2020)は、イギリスにおける社会経済的脆弱性と世帯分類ごとにどうコロナの影響が現れるかを調査し、健康、雇用、住宅、金融、デジタルの5つの分野に分けて分析した。その結果、世帯状況によってかなりコロナの影響が異なること、例えば高齢世帯でのデジタル分野での脆弱性を明らかにした⁴。コロナ禍におけるデジタル・デバイドの問題は、Ramsetty・Adams(2020)も健康の社会的決定要因の一つとして言及している⁵。

異なる社会的背景をもつ各国において、新型コロナウイルスの流行に対してどのような対応策がとられているのか。本事業では、諸外国における雇用面、生活面での対応策やその策定過程について調査を行うとともに、制度の内容等を比較した。

(2) 調査の対象国

日本を除いたG7(フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ)6カ国のうち、新型コロナウイルス感染症の流行状況、および政府の対策状況等を鑑みて、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの4カ国を対象国とした。

¹ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201109/k10012702051000.html>

² <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201125/k10012729311000.html>

³ Kawachi.I.” COVID-19 and the ‘rediscovery’ of health inequities”, *International Journal of Epidemiology*,2020,1-4.

⁴ Mikolai, Keenan, Kulu,”Intersecting household-level health and socio-economic vulnerabilities and the COVID-19 crisis: An analysis from the UK”, *SSM-Population Health*12, 2020: 100628.

⁵ Ramsetty and Adams, “Impact of the digital divide in the age of COVID-19”, *Journal of the American Medical Informatics Association*, 27(7), 2020, 1147-1148.

(3) 調査の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、調査対象国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)で実施されている又は検討されている雇用面・生活面の施策に関して調査を行い、その有効性等を分析する。

その実施においては、より成果を挙げるために以下の点を重点として調査を行う。

1) 対象国で行われた政策

- 市民一般(特に低所得者)
 - ・ 給付、貸付、家賃の援助
- 雇用労働者の休業
 - ・ 休業補償
- フリーランス・ギグワーカー
 - ・ 休業補償
- 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカー
 - ・ 給付金など
 - ・ 活動維持のための人材確保のための取組み

2) 対象国の政府統計データ

- 雇用関係データ
- 自殺率、DV(Domestic Violence)
- 児童虐待の件数(相談件数)(各国データのリンク先と、データの説明(年次か、月次か、どんな属性がとれるかなど))
- 出生数(月別の前年同期比)
- 高齢者の死亡数(総数)、コロナによる死亡数(年齢別)
- 生活保護に類する制度の受給者動向が分かるデータ
- 医療機関の受診動向が分かるデータ
- 妊娠数に類するデータ

3) 対象国における報告書(レポート)

- 女性、子ども、ギグワーカーに関するもの
- 福祉施設の感染状況(クラスター発生頻度等)に関するもの
- 外出自粛による健康悪化等に関するもの
- 在宅勤務の増加等による男性の家事育児への参入やDV等家族関係への影響に関するもの

4) ※補足調査

また、上記1)~3)と併せて、諸外国における近年のいわゆるベーシックインカム(Basic Income)の導入に関する状況についても調査を行う。

(4) 調査方法

1) 対象国で行われた政策

以下の手順および方法で、対象国における新型コロナウイルス感染症に関連した雇用面・生活面の政策に関する情報源および情報の収集をおこなった。

<インターネットによるWeb調査>

① 海外大学、国際機関 web site からの情報収集

・**経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development;OECD)**

Tackling coronavirus (COVID-19) Contributing to a global effort

Key policy responses from the OECD

<https://www.oecd.org/coronavirus/en/policy-responses>

健康から教育、税金まで、幅広いトピックにわたる政策対応、データ、分析結果がまとめられており、影響を受けた分野に必要なとされる短期的対策に関するガイダンス、社会と経済の脆弱な分野に特に焦点を当てられている。

・国際労働機関(International Labour Organization;ILO)

COVID-19 and the world of work

Country policy responses

<https://www.ilo.org/global/topics/coronavirus/regional-country/country-responses/lang--en/index.htm>

以下 4 つの視点における各国の政策がまとめられている。

1. 経済と雇用の刺激策
2. 企業、雇用、収入の支援
3. 労働者保護
4. 政府、労働者、雇用者間での問題解決のための社会的対話
(188 の国と地域において行われた政策が随時更新され、上記の視点に関する政策内容が csv または pdf 形式で抽出が可能)

・オックスフォード大学(University of Oxford)

COVID-19 GOVERNMENT RESPONSE TRACKER (OxCGRT)

<https://www.bsg.ox.ac.uk/research/research-projects/covid-19-government-response-tracker>

学校閉鎖や旅行制限など 18 の指標について COVID-19 パンデミック対応に政府が取った一般的な政策対応に関する情報が体系的に収集されている。

② 日本語で記載の文献、レポート、記事、web site 等資料の探索

検索サイト Google により、単語として「新型コロナウイルス感染症」または「COVID-19」、「諸外国」、「海外」、「(経済)政策」、「(経済)対策」、「支援」、「比較」、対象国の「アメリカ」、「イギリス」、「フランス」、「ドイツ」をそれぞれ組み合わせて検索をおこない、各国でおこなわれた政策全般を含む情報および情報源を第一段階の情報として収集した。

③ 英語で記載の文献、レポート、記事、web site 等資料の探索

2) と同様、検索サイト Google で“COVID-19”、“policy”、“measures”、“comparison”、“relief”、“economic(or financial) assistance”の単語と“UK”、“U.S.”、“France”、“Germany”の国名を組み合わせて、各国でおこなわれた政策全般を含む情報および情報源を第一段階の情報として収集した。

④ 特定の対象者に向けた政策の検索と抽出

① - ③ で集めた第一段階の情報および情報源から、各対象国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)別に、以下の5つの対象者、項目について、支援の有無とその詳細について、詳細な情報を抽出した。第一段階の情報収集で把握しきれていない項目については、“low income”、“vulnerable people”、“gig worker”、“freelancer”、“medical(or health care) worker”、“essential worker”などの対象者と、“COVID-19”、“relief”、“assistance”、“payment”、“benefit”等を各国別に単語を組み合わせて検索をおこない、該当する情報を収集した(第二段階)。

なお、調査項目については、基本的に対象国の政府がおこなったものを対象とするが、アメリカについては連邦政府のみではなく、州レベルでの政策についても一部調査をおこなった。

- 市民一般(特に低所得者)
 - ・ 給付、貸付、家賃の援助
- 雇用労働者の休業
 - ・ 休業補償
- フリーランス・ギグワーカー
 - ・ 休業補償
- 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカー
 - ・ 給付金など
 - ・ 活動維持のための人材確保のための取組み

2) 対象国の政府統計データ

以下の手順および方法で、対象国における新型コロナウイルス感染症に関連した雇用面・生活面の政策に関する情報源および情報の収集をおこなった。

① OECD のページにおける調査

OECD (<https://data.oecd.org/>) のページより、「失業率」「賃金」「家計・消費動向」、「生活保護等の受給者の動向」およびその代替項目として「社会保障費 (low-income households 向け支給含む)」「貧困率」「自殺率」「出生率」「医療機関の受診者数」「医療費請求額」等調査対象項目についてそれぞれ全体、男女別、年齢別、産業別等で本調査の対象国のデータの有無を検索、年次あるいは月次かおよび最新データの年数も同様に確認した。

② 各国のページ等における調査

①で見つからなかった項目について、WHO、ILO、世界銀行等国际機関のほか、Eurostat、各国のデータを検索。アメリカについてはアメリカ疾病予防管理センターCDC(<https://www.cdc.gov/>)、イギリスについてはイギリス政府統計局 (<https://www.ons.gov.uk/>) フランスについては主にフランス国立統計経済研究所 (<https://www.insee.fr/>)、ドイツは連邦雇用庁 Bundesagentur für Arbeit (<https://statistik.arbeitsagentur.de/>) にて検索した。

③ その他

②でも見つからなかったものについてはキーワードを用いて google 検索を行った。例えばフランスの医療機関の受診者数については“France 2020 consultations médicales”、ドイツの妊娠数では“Deutschland 2020 Schwangerschaft”、DV 被害件数では“Deutschland 2020 Häusliche Gewalt”、医療機関の受診者数では“Deutschland 2020 Facharzt besuch”で google 検索。データ元が記載されていないものの、各国で広く読まれている新聞記事で取り上げているものも掲載している。

3) 対象国における報告書(レポート)

下記4つの項目に関するレポートについて、以下の手順により情報を収集した。

- 女性、子ども、ギグワーカーに関するもの
- 福祉施設の感染状況(クラスター発生頻度等)に関するもの
- 外出自粛による健康悪化等に関するもの
- 在宅勤務の増加等による男性の家事育児への参入や DV 等家族関係への影響に関するもの

<インターネットによる Web 調査>

① 国際機関 web site からの情報収集

以下の国際機関の web site から、上記4つの項目に関する記載のあるレポートを探索し、抽出した。

・国連児童基金(ユニセフ, United Nations International Children’s Emergency Fund; UNICEF)

<https://www.unicef.org/>

・国連女性機関(UN Women)

<https://www.unwomen.org/en>

・経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development;OECD)

Tackling coronavirus (COVID-19) Contributing to a global effort

Key policy responses from the OECD

<https://www.oecd.org/coronavirus/en/policy-responses>

・国際労働機関(International Labour Organization;ILO)

COVID-19 and the world of work

<https://www.ilo.org/global/topics/coronavirus/lang--en/index.htm>

② ①で収集した情報および情報源からの抽出

“1)対象国で行われた政策”の調査で収集した資料、およびそこで言及、引用された文献等から、該当する項目を含んだレポートを抽出した。

③ 日本語ないし英語で記載のレポートの探索と抽出

①, ②で見つからなかった項目については、検索サイト Google により、単語として“women”、“children”、“gig worker”、などの対象者と、“COVID-19”、“stay at home”、“DV”、“impact”、“influence”、“affect”、“benefit”等を各国別に単語を組み合わせて検索をおこない、該当するレポートを収集・抽出した。

- 女性、子ども、ギグワーカーに関するもの
- 福祉施設の感染状況(クラスター発生頻度等)に関するもの
- 外出自粛による健康悪化等に関するもの
- 在宅勤務の増加等による男性の家事育児への参入や DV 等家族関係への影響に関するもの

4) ※補足調査

ベーシックインカムについては、検索サイト Google により、日本語(「ベーシックインカム」)および英語 (“basic income” or “BI”, etc,)でこれまでの世界的な動向について情報を調べ、その後本事業の対象国における政策としての導入状況や議論の内容について調査した。

なお、補足調査の内容については、本調査事業全体の結果・考察とは別に、巻末に 7.付録として記載する。

3. 各国における新型コロナウイルス感染症関連施策

(1) アメリカ

アメリカでは、2020年1月30日に国内で初となる新型コロナウイルスのヒトからヒトへの感染が確認されて以降¹、各地で感染の拡大が進行し、同年4月末時点で累計感染者数が100万人を超え、死者数も10万人近くに上った(2021年3月7日現在、累積感染者数2900万人、死者数52万人超)。

連邦政府は、2020年3月以降トランプ政権で5回、バイデン政権に代わりプラス1回、新型コロナウイルス関連の経済対策が策定されている(以下表3-1-1参照)²⁻⁷。

表 3-1-1. アメリカ連邦政府による経済対策

日付	経済対策	予算	主な内容
2020/3/6 第一弾 ²	コロナウイルス対策・対応補正 予算法 (Coronavirus Preparedness and Response Supplemental Appropriations Act, 2020)	約 83 億ドル (約 0.9 兆円)	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンなどの研究・開発費用(30億ドル以上) 連邦・州・自治体の公共衛生機関への財政支援(22億ドル) 中小企業などへの低利融資 10億ドル 外国の医療機関への支援 4億3,500万ドル
2020/3/18 第二弾 ³	家族第一・コロナウイルス対策 法 (Families First Coronavirus Response Act)	約 1,000 億ドル (約 10.9 兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの検査無償化 従業員の休暇、給与保証、税額控除 低所得者向けの食料補助プログラム 失業保険拡充のための各州への財政支援
2020/3/27 第三弾 ⁴	コロナウイルス支援・救済・経済 安全保障法(CARES 法) (Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act or the CARES Act)	約 2.2 兆ドル (約 239.8 兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 各世帯への現金給付 成人に1,200ドル、未成人(17歳以下)に500ドルを提供(収入制限あり) 失業保険の拡充 各州からの給付に追加して1週間当たり600ドルの追加給付 中小企業支援(3,770億ドル) 賃借人に対する120日間の追出しリリーフ(Rent Relief)
2020/4/23 第四弾 ⁵	給与保護プログラム及び医療 強化法 (Paycheck Protection Program and Health Care Enhancement Act)	約 4840 億ドル (約 52.8 兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け支援 3,100億ドル 経済的損害災害融資(EIDL) 600億ドル 病院支援 750億ドル ウイルス検査の強化 250億ドル

2020/12/21 第五弾 ⁶	新型コロナウイルス追加対策 (2021 会計年度歳出法案に付 帯) (Consolidated Appropriations Act)	約 9000 億ドル (約 93 兆円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付(2 回目) 成人・未成人ともに 600 ドル(収入制限あり) ・ 失業保険の特例延長 300 ドル/週の追加給付を 12 月 26 日から 2021 年 3 月 14 日まで実施 ・ 中小企業支援 ・ ワクチン普及費 ・ 賃料不払いによる強制退去猶予措置を 2021 年 1 月末まで延長
2021/3/11 第六弾 ⁷	アメリカ救済計画 (American Rescue Plan)	約 1 兆 9,000 億 ドル (約 200 兆円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州政府や自治体への支給 3500 億ドル ・ 学校への支給 1300 億ドル ・ 新型コロナウイルス検査の拡大や研究 490 億ドル ・ ワクチン供給 140 億ドル ・ 中小企業支援 ・ 現金給付(3 回目) 個人一人当たり 1,400 ドル ・ 失業保険 300 ドル/週の追加給付 2021 年 3 月 14 日まで、を 9 月 6 日までに延長

1) 市民一般向け(特に低所得者)

① 給付

● 直接給付

第 1 回目:

2020 年 3 月成立の CARES 法に基づき、4 月から「経済的影響給付金」(Economic Impact Payment. 所要額は 2930 億ドル(約 31.9 兆円))の給付が行われた(第 1 回目)。給付対象者は、1.アメリカ合衆国市民(国籍保有者)及び永住権又は今日住建を持つ外国人であり、2.有効な社会保障番号(Social Security number)を有している者である。給付額は成人 1 人当たり最大 1,200 ドル(約 13.1 万円)であり、子どもを有する場合は子ども(17 歳未満)1 人当たり最大 500 ドル(約 5.5 万円)が追加で給付される。ただし、所得に応じて給付額は減額され、更に一定の所得(単身又は夫婦個別申告だと年収 9 万 9,000 ドル以上)を超えると給付は行われず。支給方法は、銀行振り込み、または小切手の郵送による^{8,9}。

第 2 回目:

2020 年 12 月末の新型コロナウイルス追加対策により、成人・子どもともに 1 人当たり 600 ドルが支給された(第 2 回目)。成人の年収(2019 会計年度が基準)が 7 万 5,000 ドル超の場合は、所定の条件に該当する場合を除き、100 ドルを超過するごとに 5 ドルずつ減額され、年収 9 万 9,000 ドル以上の成人には支給されない¹⁰。

第 3 回目:

2021 年 3 月 11 日、1 人当たり最大 1,400 ドルの追加給付(年収 8 万ドル超は支給対象外)を含む「アメリカ救済計画法」にバイデン大統領が署名し、同法が成立した⁷。

● 失業保険

CARES 法では、失業保険給付を拡充するプログラムとして、①通常は失業保険の受給資格がない自営業者等(ギグワーカー、フリーランスを含む)に給付する「パンデミック失業支援」(Pandemic Unemployment Assistance: PUA)、②失業保険給付の受給期間満了者の給付期間を最大 13 週間延長する「パンデミック緊急失業補償」(Pandemic Emergency Unemployment Compensation: PEUC)、③ 7 月末までの失業保険給付に対して週当たり 600 ドル(約 6.5 万円)を増額する「連邦パンデミック失業補償」(Federal Pandemic Unemployment Compensation: FPUC)を導入した⁸。なお、③FPUC については、8 月以降も大統領令により予算の続く範囲で続いていたが、2020 年 12 月の追加対策において、加算額を週

300ドルに設定し、支給期間は2020年12月27日から21年3月14日までの最長11週間に延長された。①PUAと②PEUCについても、当初12月26日までの期限が、3月14日までに延長された。さらに、自営と雇用(給与)の双方で収入を得ている「複合所得者」を対象とした複合所得者失業給付(Mixed Earner Unemployment Compensation: MEUC)を新設した¹¹。

上記の失業保険給付プログラムについては、アメリカ救済計画法が制定されたことにより、さらに2021年9月6日まで延長された⁷。

② 貸付

連邦政府は、従業員500人以下の中小企業等(個人事業主・独立請負業者・自営業者、特定非営利団体を含む)に対し、最大で全従業員の平均月額給与の2.5か月に相当する金額(上限1000万ドル(約10.9億円))の融資を提供し、融資開始後一定期間(当初は8週間、後に24週間に延長)の雇用水準及び給与水準の維持を条件として、当該期間内に支払った人件費、家賃等の返済を免除する「給与保護プログラム」(Paycheck Protection Program: PPP)を創設した^{8,12}。

③ 家賃の援助

連邦政府は、CARES法において住宅ローンの最長60日間の支払い猶予、個人や企業は家賃を滞納しても120日間は延滞料を徴収されないという規定を導入した⁸。2020年9月にCDCが「家賃滞納者の強制退去を禁止するモラトリアム措置」を発令し、2020年12月31日までの立ち退き猶予措置が延長(その後2021年3月末まで延長)された¹³。ただし、これらは支払いの一時的猶予であり、家賃の免除ではない。

2021年3月、緊急賃貸住宅支援215.5億ドル、緊急住宅バウチャー50億ドルを含む総額274億ドルの賃貸住宅支援を盛り込んだアメリカ救済計画法が制定された¹⁴。

また、前述した給与保護プログラム(PPP)は、不動産ローン金利や賃料に充てた部分が返済免除となりうることから、家賃支援の要素を部分的に有する。

2) 雇用労働者の休業補償¹⁵

「家族第一・コロナウイルス対策法」では、従業員500人未満の企業を対象に2020年12月までの時限立法として、有給病気休暇を付与するための緊急家族医療休暇拡大法(The Emergency Family and Medical Leave Expansion Act: EFMLEA)と、緊急有給病気休暇法(The Emergency Paid Sick Leave Act: EPSLA)が盛り込まれている。

① 緊急家族介護および医療休暇拡大法 (The Emergency Family Medical Leave Expansion Act: EFMLEA) :

従来からあった「家族・医療休暇法」(病気や家族の介護のための無給休暇)を改訂し、新型コロナが原因の学校閉鎖によって18歳未満の子供の世話をしなければいけない従業員に対して、雇用主に最長12週間の有給休暇付与を義務付けた。その際、最初の2週間はEPSLAに基づく有給休暇が適用され、その後2週間を超える休暇について通常の給与の3分の2を支払うことが義務づけられた。

② 緊急有給病気休暇法(The Emergency Paid Sick Leave Act: EPSLA) :

以下の6条件を満たす場合に従業員に対して2週間程度(80時間)の有給病気休暇の付与を義務付けた。6条件は、(1)新型コロナに関連する連邦、州、または自治体の検査または隔離命令の対象となっている、(2)新型コロナに関する懸念のため、医療機関より自主隔離をするように助言されている、(3)新型コロナの症状があり、医療機関による診察を求めている、(4)従業員が、(1)や、(2)に該当する個人を介護している、(5)新型コロナにより、子供の学校または子育て支援施設が閉鎖された場合、または子供の保育提供者がケアできない場合、(6)財務長官および労働長官の協議の上で、保健福祉長官によって指定された諸症状がある場合、である。

一方、有給病気休暇取得時の給与支払い額は前記の条件によって異なり、(1)から(3)に該当する場合に1日当たり通常レート給与の8時間分(上限は511ドル)を満額、(4)から(6)に該当する場合に1日当たり3分の2の給与を支給することが義務付けられる。

3) フリーランス・ギグワーカーの休業補償

従来の失業保険対象外であったフリーランサー・ギグワーカー(自営業者等)に対しても、CARES 法において「パンデミック失業支援(PUA)」による失業手当の支給対象となった。2020 年末まで最大 39 週間給付を受けられ、2020 年 7 月 31 日までは週 600ドルの追加給付が適用された¹¹⁾。

また、州、自治体レベルにおいては、ワシントン州シアトル市が、2020 年 7 月にギグワーカーを対象として、自身または家族の病気・介護を理由とした休業に対する有給休暇(paid sick and safe time: PSST)を期間限定で支給する条例を制定した¹⁶⁾。

4) 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカー

① 給付金

連邦政府では、COVID-19 のパンデミック発生以降最前線で働くエッセンシャルワーカーに対する危険手当(hazard pay: 危険な業務または身体的困難を伴う作業を実行するための追加手当)の支給について、これまでに複数の法案が議会に提出されたが、可決に至っていない。

いくつかの州政府レベルでは、連邦救済基金を活用して革新的な危険手当プログラムを導入している(以下表 3-1-2.参照)¹⁷⁾。

表 3-1-2. アメリカの州における危険手当支給プログラムの概要

州	労働者 1 人あたりの報酬と費用	対象・条件	支給された労働者の数
ペンシルベニア州	最大\$1,200、一回払い (CARSE 法から \$5,000 万の資金提供)	重要な 7 産業従業員(官民) 収入 \$20/h 未満のフルタイムとパートタイムの従業員 雇用主が適用し、公平性に焦点を当てる。	雇用主 639 人への助成を通し労働者 41,587 人を支援 5,000 人以上の雇用主が適格であり、合計 \$9 億の費用。そのニーズの 10% 未満が満たされました
バーモント州	\$1,200 または \$2,000 の一回払い (CARSE 法から \$5,050 万の資金提供)	公共に対処する重要なサービスの従業員(官民)。初回の対象は、主に公共部門の労働者に限定。第 2 回の対象で、食料品、小売、その他の民間部門の労働者に拡大。 収入 \$25/h 以下で、「リスクが高い」仕事の従業員 雇用主が申請、先着順。	雇用主 370 人への初回助成金を通し労働者 15,650 人を支援 10 月 28 日に第 2 回の助成金が開始
ルイジアナ州	\$250 の一回払い (CARSE 法から \$5,000 万の資金提供)	重要な産業の従業員(官民) 調整後の総収入が \$50,000 以下 3/22-5/14 までに少なくとも 200 時間の労働。 個人が申請。	9/4 時点で 10 万人の労働者に小切手送付、 114,000 人近くの申請者が待機。

特に有望なプログラムとして、ペンシルベニア州の「COVID-19 PA Hazard Pay Grant Program」は、2020 年 10 月までに 40,000 人以上の最前線の労働者に 10 週間、1 時間あたり 3ドルの昇給に相当する助成金を提供した。対象者の条件は、重要な産業で 1 時間あたり 20ドル未満の収入の労働者に限

定された。資金源の 5,000 万ドルでは、申請者のニーズの約 10%しか満たせないため、最低賃金で、COVID-19 リスクが最も高く、他の連邦支援の機会が最も少ない労働者が優先された。最大の受益者は、在宅医療助手、高齢者施設における労働者、その他の介護提供者であった。

また、他のいくつかの州は、連邦救済金を活用して、ファーストレスポnder、在宅医療助手、介護者などの公共分野において最前線で働くエッセンシャルワーカーを対象を絞って危険手当を支給した(以下表 3-1-3.参照)。

表 3-1-3. アメリカの州における公共分野に限定した危険手当の支給概要

州	労働者 1 人あたりの報酬と費用	対象・条件	支給された労働者の数
メリーランド州	一時間当たり\$3.13 の昇給 (2 週間ごとに約\$370 万の費用)	「24 時間年中無休の仕事」に従事する公務員 (法執行機関、刑務官、病院職員など)。	対象条件 15,000 人の労働者 9/10 で終了
ニューハンプシャー州	毎週 \$ 300 の支払い ファーストレスポnderの場合、 \$ 2500 万 (CARES 法により資金提供) 高齢者市施設労働者の場合、\$ 7500 万	ファーストレスポnder メディケイドが資金提供する高齢者施設の最前線の労働者	300 施設で働く 23,000 人の高齢者施設労働者。 ファーストレスポnderに関する情報はなし。
バージニア州	1 回限り\$ 1,500 の支払い (CARES 法から 7300 万ドルの資金提供)	メディケイド会員にサービスを提供する在宅医療従事者	43,500 人の労働者
ミシガン州	1 回限りファーストレスポnderへ \$ 1,000 (CARES 法から 3 億ドルの資金提供) 直接介護労働者の場合、1 時間あたり 2 ドルの増加(CARES 法から 1 億 2000 万ドルの資金提供)	ファーストレスポnder メディケイドが資金提供するケアを提供する直接介護労働者	情報なし

② 活動維持のための人材確保のための取組み

2020 年 3 月初旬にニューヨーク州で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、州内で感染者の爆発的な増加を受け、診療にあたる医療従事者の確保は喫緊の課題となった。医療従事者の確保のためにニューヨーク州のクオモ知事が打ち出した施策は以下である¹⁸。

- 最近引退した医療従事者の再雇用
- 海外の医師免許を持っているが米国の医師免許を持っていない者の活用
- ニューヨーク州内での医療従事者の再配分

その他にも、医学生の実習、研修医の就業時間制限の撤廃(通常、研修医の勤務時間の上限週 60~80 時間)、カルテ記載の義務の緩和、などが行われた。

また、4 月に COVID-19 が爆発的に流行したカリフォルニア州では、看護学生が卒業に必要な医療機関での臨床研修要件を満たせなくなることから、履修要件の緩和措置をおこない、卒業後の医療現場でのサービス提供を可能とした¹⁹。

(2) イギリス

イギリスでは、3月上旬から新型コロナウイルスの感染が国内で増加し始め、23日から違反者に罰金を科す自宅待機や飲食、小売店などの一時閉鎖、3人以上の集会の禁止などの措置(ロックダウン)が導入された。(2021年3月12日現在、累積感染者数424万人、死者数12万人超)。

イギリス政府は、2020年3月以降大きく5回の新型コロナウイルス関連の経済対策が策定されている(以下表3-2.参照)^{8, 20-26}。

表 3-2. イギリス政府による経済対策

日付	経済対策	予算	主な内容
2020/3/11 第一弾 ^{20, 21}	2020年度予算案 (Budget 2020)	約300億ポンド (約4.2兆円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営医療サービス(NHS)への供出 ・ 地方自治体の社会保障のサービス水準維持 ・ ウイルス関連の研究 ・ 感染者や自宅隔離命令の従業員に対し初日から法定の病欠手当支給 ・ 中小企業支援
2020/3/17 第二弾 ²²	企業保護のための追加対策 (Chancellor announces additional support to protect businesses)	約3,500億ポンド (約45.5兆円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行融資に対する政府保証(3,300億ポンド/GDP比15%) ・ 減税・助成金による直接支援(200億ポンド) ・ 家計向け支援(最長3カ月の住宅ローン支払い猶予など)
2020/3/20 第三弾 ²³	労働者支援パッケージ (Chancellor announces workers)	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全事業者に対し、休業を余儀なくされる従業員の給与の80%を補助 ・ 低所得者向け社会保障給付(「ユニバーサル・クレジット」)の基準支給額に今後12カ月間、年額換算で一人当たり1,000ポンドを上乗せ。 ・ 個人事業者に対し、要自己隔離の場合法定病欠手当と同額を支給。また自己評価税(所得税)支払いを21年1月まで繰り延べ。 ・ 地方自治体の住宅補助とユニバーサル・クレジットの増額により、低所得者の住宅賃料支払いを支援。10億ポンド規模。
2020/7/8 第四弾 ²⁵	追加雇用経済対策 (Chancellor's Plan for Jobs to help the UK's recovery)	約300億ポンド (約4兆500億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用維持、若年層雇用に関するインセンティブ ・ ホスピタリティー・娯楽産業の需要喚起策
2021/3/3 第五弾 ²⁶	2021年度予算案 (Budget 2021)	2020年度、2021年度合わせて約650億ポンド(約9兆7,500億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時帰休従業員への給与給付制度を2021年9月末まで延長 ・ 個人事業主への所得支援制度(SEISS)についても延長 ・ 賃料不払いによる強制退去猶予措置を2021年1月末まで延長

1) 市民一般向け(特に低所得者)

① 給付

既存の低所得者向け社会保障給付「ユニバーサル・クレジット」の基準料金が、1年間、年額換算で一人当たり1,000ポンドを上乗せされた²³。

また、政府の支援が届かないホームレスや低所得者層には、チャリティー団体が食料を無料で届けるなどサポートを続けており、政府はそれらの団体に600万ポンドの資金を提供した²⁷。

事業者向けとしては、2020年7月の追加雇用経済対策で、失業者・低所得者への社会保障(ユニバーサル・クレジット)を受給中であり、長期的な失業リスクがあると考えられる16~24歳の若年層を新規に雇用する事業者には、該当採用者に応じた最低賃金の週25時間分の給与と社会保険料などの雇用主負担分を政府が6カ月間支給する制度(Kickstart Scheme)が創設された。また、無給研修制度(Traineeships)を通じ、16~24歳の若者に就業経験を提供するイングランドの事業者には、研修生1人当たり1,000ポンドを支給、8月から2021年1月に職業教育制度(Apprenticeships)の実習生を新たに採用するイングランドの事業者には、25歳未満の実習生1人当たり2,000ポンド、25歳以上の実習生1人当たり1,500ポンドを支給する資金の提供も発表した²⁵。

中小企業向けの給付金(助成金)として、以下の3種類の支援スキームが実施された¹²。

1. 中小企業助成金(Small Business Grant Fund: SBGF)

事業用資産に対する固定資産税(business rates)の減免措置等を受けている企業に対して、1万ポンド(約139万円)の助成金を一括給付。

2. 小売、観光、レジャー産業の中小企業向け助成金(Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund: RHLGF)

固定資産税の課税の元となる不動産評価額が5.1万ポンド(約710万円)未満の企業に対して、最大2.5万ポンド(約348万円)を給付。

3. 地方自治体裁量助成金(Local Authority Discretionary Grants Fund: LADGF)

上記2つの助成金の対象から外れてしまう中小企業(うち従業員50人未満)に対する支援。シェアオフィス等の不動産関連の固定費負担がある中小企業等に対して、自治体ごとに決められた助成金(2.5万ポンド(約348万円)、1万ポンド(約139万円)又は1万ポンド(約139万円)未満)が給付。

上記3種類の助成金はいずれも課税対象となっており、複数を重複して受給することはできない。

② 貸付

政府は2020年3月17日に発表した企業保護のための追加対策で、銀行融資に対する政府保証(3,300億ポンド/GDP比15%)を発表した。主な対象と内容は以下の通り²²。

- ・ 大企業向け、Covid Corporate Financing Facility (CCFF):
イングランド銀行が、満期最長1年のコマーシャルペーパー(CP、約束手形)を買い入れ。
- ・ 中小企業向け、Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS):
国営英国ビジネス銀行の8割保証による銀行借入の上限を、1事業者あたり120万ポンドから500万ポンドに拡充。さらに最初の6カ月間(のちに1年に延長)の利子を政府が肩代わり。3月23日から開始。

さらに航空部門(航空会社、空港保有・運営会社)など、感染症による影響が深刻な業種向けの特別支援を導入予定^{22, 23}。

その後、中堅・大企業向けの緊急融資「コロナウイルス大規模事業中断ローン制度」(Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme: CLBILS。年間売上高4500万ポンド(約62.6億円)超の企業が対象。)を政府が公表し、4月20日から開始された²⁴。

中小企業への融資促進:

2020年5月、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、中小企業が迅速に資金を調達できるように新たな融資スキーム「バウンス・バック・ローン(Bounce Back Loan Scheme: BBLS)」の適用が開始され

た。政府が全額保証。元来、中小企業への融資には、過去の財務データの提供や事業計画及び財務予測の審査が必要とされていたが、当該スキームについて情報開示要件が簡素化された^{8, 28}。

スタートアップ企業向け、Future Fund:

スタートアップ企業向けの融資を政府が4月20日に公表し、5月20日から提供が開始された⁸。過去5年間で第三者投資家から25万ポンド以上を調達した実績を持つ未上場企業を対象に、民間投資家からの新規融資額を限度に、1社あたり12万5,000~500万ポンドを融資し、次の適格資金調達ラウンドまたは返済期限に自動的に株式に転換する。政府が国営英国ビジネス銀行を通じて2億5,000万ポンドを投入し、民間資金2億5,000万ポンドと合わせて総額5億ポンド規模を見込む²⁴。

③ 家賃の援助

政府は3月20日に発表した経済対策において、10億ポンド規模で、地方自治体の住宅補助とユニバーサル・クレジットの増額による低所得者の住宅賃料支払い支援を盛り込んだ²³。

3月25日に制定された2020年コロナウイルス法に基づく措置により、家主が家賃滞納等を理由として不動産の借主に立ち退きを要求する場合、3か月間の事前通知を要することが規定された。これは借主にとって、コロナショックの影響で家賃が払えなくても、3か月間は退去する必要がないことを事実上意味する。家賃支払猶予期間はその後5か月間(8月23日まで)に延長されたが、家賃の免除ではない⁸。

2) 雇用労働者の休業

政府は、症状のある国民に自己隔離を促すため、病気欠勤手当(法定傷病手当; statutory sick pay)の支給を従来の4日目から1日目に前倒しする規則改正を行い、2020年3月13日に発効させた²⁰。

コロナウイルス雇用維持スキーム(Coronavirus Job Retention Scheme; CJRS):

感染症の影響を受けた事業主が、従業員を一時帰休にして雇用を維持する場合に、月額2,500ポンド(約34.8万円)を上限として給与の80%を助成する制度。助成部分に係る社会保険料等の事業主負担分も支給される。当初の対象期間は、3月1日からの3か月間で、順次延長された。8月以降は従業員に支払うべき給与水準は引き続き80%であるが、政府からの助成は段階的に削減され、10月末をもって本制度は終了した⁸。

雇用維持一時金(Job Retention Bonus):

雇用維持スキームが10月末に終了することを受け、新型コロナウイルスの影響を受けた企業の一時帰休中の従業員を2021年1月まで継続して雇用した場合に、1人当たり1,000ポンドを雇用主に支給する制度。最大で94億ポンドの予算を充当^{8, 29}。

3) フリーランス・ギグワーカー

コロナウイルス自営業収入支援スキーム(Self-Employed Income Support Scheme: SEISS):

雇用労働者への給付金と同様に、新型コロナウイルスの流行により収入を失った個人事業主(自営業、フリーランス等)を対象に、所得の8割に当たる額を1か月につき最大2,500ポンド(約34.8万円)まで、給付金(課税対象)として支給する。給付を受けるには、収入の半分以上を個人事業から得ている必要がある。また、2018/19年度の営業利益が5万ポンド以下か、2016/17年度からの3年間の平均が5万ポンド以下であることも条件だ。現在自営業だが、昨年度に1年間自営業として働いていない人は、今回のスキームの対象ではない³⁰。

同制度では、5月13日から7月13日まで申請受付が行われ、給付総額は78億ポンドであった¹²。

4) 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカー

医療・福祉サービスにおける人員確保:

政府が、2020年3月25日に制定した2020年コロナウイルス法において、医療ニーズの増加に対応するため、当局が、看護師、助産師、救急救命士等の医療専門職を緊急登録することを可能にした。これは、近時に退職した当該専門職者、学生、研修生等を登録対象として想定するものである。加えて、復職した場合に年金を減額又は停止する規則を適用しないこととしている³¹。

法制定に先立ち3月17日、政府からイギリス中の医療機関に上述の緊急登録についての通達が出された。その結果、3月22日の時点で4500人の引退した医師と看護師が一時的に復帰をする同意している³²。

医療従事者への危険手当：

政府から、NHS(National Health Service)の医療従事者に危険手当はなし。なお、前線にいる医療従事者が死亡した場合、家族に6万ポンド(およそ800万円)が見舞金として支払われることが4月にハンコック保健相から発表された³³。

(3) フランス

フランスでは2020年3月初旬に国内での感染拡大をうけ、学校は休校になり集会は禁止、レストランやカフェ、美術館も全て休業となった。マクロン大統領は3月16日、必要最小限以外の外出を禁止し違反者には罰金を課すことを発表³⁴。当初3月末までの予定だったが、その後5月11日まで延長された。罰金は当初135ユーロ(約16,000円)だったが、その後200ユーロ(約24,000円)に値上げされた。再犯者への罰金は3,750ユーロ(約45万円)³⁵。

フランス政府は、2020年3月以降、途中小さな追加対策をはさみながら大きく4回の新型コロナウイルス関連の経済対策が策定されている(以下表3-3参照)^{8, 36-41}。

表 3-3. フランス政府による経済対策

日付	経済対策	予算	主な内容
2020/3/17 (3/23 制定) 第一弾 ^{36, 38}	第1次補正予算法	約450億ユーロ (約5.5兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 企業向け支援 一時帰休制度は、企業が休職する従業員に支払う手当を法定最低賃金の4.5倍を上限に国が100%補填する形で拡充予定 約3,000億ユーロ 銀行融資
2020/4/15 (4/25 制定) 第二弾 ^{37, 38}	第2次補正予算法	約1,100億ユーロ (約13.4兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 一時帰休制度の予算を当初の約80億ユーロから240億ユーロに引き上げ 連帯基金は10億ユーロから70億ユーロに増額 従業員数が10人以下の零細企業、自営業者、独立事業主、自由業に対し、条件を満たす場合に最大1,500ユーロ支援 中小企業支援措置
2020/6/10 (7/30 制定) 第三弾 ^{39, 40}	第3次補正予算法	約260億ユーロ (約3.2兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 25歳未満の若年者採用の企業に特別手当の支給 見習契約締結の企業に特別手当の支給
2020/9/3 第四弾 ⁴¹	経済復興策	1,000億ユーロ	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策 企業の競争力強化 雇用維持政策 医療機関への投資 若者雇用支援と促進

1) 市民一般向け(特に低所得者)

① 給付

連帯特別手当(Aide exceptionnelle de solidarité):

第2次補正予算において、生活困窮者支援のために「連帯、統合及び機会の平等」という予算費目で8億8,000万ユーロが計上された。この費目により、生活の困窮度合いが高い世帯に対して、一時金として支給された。支給要件は、積極的連帯収入、特別連帯手当又は年金相当給付等を既に受給している世帯に対して、150ユーロを支給(子がいる場合には、子1人当たり100ユーロを加算して支給)。さ

らに、個別住宅手当の受給世帯であって、積極的連帯収入、特別連帯手当及び年金相当給付等を受給していないものには、子がいる場合に限って、子1人当たり100ユーロを支給。約410万世帯に支給されると想定される³⁸。

支給に当たっては、該当する世帯からの申請は不要で、家族手当金庫、職業安定所等が、職権で受給資格を審査し支払手続を行う。

学生向け一時給付金：

国籍・奨学金受給を問わず、ロックダウン(都市封鎖)中に困窮した次の者が対象で、200ユーロ(24,600円)が1回限りで支給される⁴²。

- ・ 高等教育機関に在籍する(社会に出る前の)初期教育の学生(見習いを除く。)で、失業して(月32時間又は週8時間以上の勤務条件下で)又は報酬型インターンシップを失って収入が減少した者
 - ・ フランス本土に滞在する初期教育の留学生
- なお、この支給は、短期間の雇用や個人事業主への援助など、政府が実施する他の措置と組み合わせることはできない。

連帯基金(fonds de solidarité)：

3月の第1次補正により、感染症対策で営業を禁止され売上が大きく減少している飲食、小売、観光関連業の小規模企業等に対し、1か月当たり最大1,500ユーロ(約18万円、給付金は非課税扱い)が給付された^{8,12}。主な要件は以下のとおり。

- ①従業員10人以下、
 - ②直近決算の売上が100万ユーロ(約1.2億円)未満、
 - ③年間課税対象利益が6万ユーロ(約732万円)未満
- 3～6月の月ごとの売上が前年同月比50%以上減少等の場合

また、より困難な経営状況にある小規模企業は、上記の1,500ユーロ(約18万円)に加えて、2,000～5,000ユーロ(約24万～61万円)の追加給付を1回限り受給できる。

② 貸付

国家保証を付与する資金貸付け(PGE)：

銀行が企業等に対して行う貸付けについて、国が保証を付与することにより円滑な貸付けを支援し、企業等のキャッシュフロー不足を補う制度³⁸。主な概要は以下。

1. 貸付けを行う者(貸手)：銀行、クラウドファンディング仲介業者
2. 貸付けを受けられる者(借り手)：企業に加えて、農家、商店、職人、自由業者、団体、財団等。
3. 貸付けの時期：2020年3月16日から同年12月31日まで。

③ 家賃の援助

一般家庭については、家賃の支払い猶予といった優遇措置はない。住居手当をもらっている家庭のうち、積極的連帯手当(職場復帰を促進するための手当)を受け取っていない人に限り、子ども1人あたり100ユーロの特別支給があるのみ。ただし、学生寮に暮らす学生は、外出禁止令下で実家に戻った場合、その間の寮の家賃は免除になる⁴³。

借家人に対しては、民事執行法典23L第412-6条によって、冬の立ち退き禁止期間(trêve hivernale)に立ち退かせることが許されない。直近のこの期間は、2019年11月1日から2020年3月31日までであったが、退去を命じられた人々が路頭で新型コロナウイルスに感染するのを防ぐため、その終期を同年5月31日まで延期された⁴⁴。

企業に対しては、3月25日に制定されたオールドナンス(行政立法)により、連帯基金の対象とされる業種に属する中小企業や個人事業主において、家賃、光熱水料等の支払いの一時的猶予措置が講じ

られた。なお、家主と借主との協議に基づき、猶予されていた家賃を事後的に支払うことが想定されている⁸。

2) 雇用労働者の休業⁸

フランスでは従来、企業が経営困難に陥り事業活動の縮小等を余儀なくされた場合、雇用を維持するための補償として、事業主が従業員に税等控除前の給与の70%を支払う休業手当の一部を政府が支給する部分的失業制度(chômage partiel)がある。

政府は、3月以降、事業主に対して月額6,927ユーロ(約84.5万円。最低賃金の4.5倍相当額)を上限として休業手当の全額を補填することとした(第1次補正予算)。第2・3次補正において予算を増額したが、6月1日から、経済活動を徐々に再開させている部門につき、休業手当額を維持しつつ補填率を85%に引き下げており、さらに10月1日から、休業手当を給与の60%に減額し、補填率も60%に低減させた。

その一方で、7月1日から労使合意を条件として失業(解雇)の回避とともに一定の所得水準を維持する「長期部分的失業制度(APLD: Activité partielle de longue durée)」の導入が決まった。この制度は、重大かつ長期的な打撃を受けた産業(航空機産業や自動車産業等)向けとされている。

なお、学校の休校等の影響を受けた16歳未満の子を持つ親がテレワーク等を選択できない場合に、傷病手当(総収入の90%)を支給する措置が講じられ、5月1日から当該措置は部分的失業制度に切り替えられたが(第2次補正)、7月5日以降はこの制度が適用されなくなった。

3) フリーランス・ギグワーカー

1)①市民一般向け(特に低所得者)で記述した連帯基金支援金による給付は、個人事業主、フリーランス等に対しても適用が拡大され、1か月当たり最大1,500ユーロ(約18万円)を給付された^{8,12}。

4) 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカー

4月15日、フィリップ首相は、新型コロナウイルスの管理に携わった医療サービス従事者の全員に、500ユーロないし1,500ユーロ(約6万円か18万円)のボーナスを支給(非課税で、5月中に支払われる)すると発表。1,500ユーロ支給の対象は、最も感染症の影響を受けた30の県の従事者と108の医療施設の従事者、それ以外の医療従事者は、500ユーロの支給となる。さらに、対象者の残業代は50%アップされる^{45,46}。

またフランス政府は7月13日、新型コロナウイルスとの闘いで大きな役割を担っている保健医療従事者の賃上げ策として、総額80億ユーロ(約9730億円)を支出することで労働組合側と合意した。今回の合意では、給与は平均で月183ユーロ(約2万2000円)増額される⁴⁷。

(4) ドイツ

ドイツでは、3月に新型コロナウイルス感染が国内で拡大し始めた。連邦政府は3月9日に新型コロナウイルス危機に対応した経済対策パッケージを打ち出した。経済対策パッケージには、企業に対する緊急融資と短時間労働給付金の適用要件の緩和、投資、減税などが網羅されている^{48,49}。さらに、23日にはこのパッケージの大型追加措置を発表した。追加された1,225億ユーロの補正予算では、ウイルス拡散防止策(個人保護具の調達、ワクチン開発と治療法の開発促進、連邦軍による支援サービス、および住民への情報提供)に35億ユーロ、パンデミックへの緊急対策用として550億ユーロ、保証および保証の分野で考えられる請求について約59億ユーロの引当金増額、中小企業への給付金500億ユーロなどが盛り込まれた。さらに、本来健全だった企業の流動性と支払い能力の確保を目的として、6,000億ユーロ規模の企業救済ファンド「経済安定化基金」の設立も発表された⁵⁰。

4月22日には、与党連立委員会から、約100億ユーロ(約1.2兆円)規模の対策が発表された。その中で、企業と労働者に対する社会保護支援策も追加された。短時間勤務の従業員の短期的な収入機会拡大のための既存の緩和措置をさらに緩和することなどが含まれる⁵¹。

6月3日、ドイツの連立政権を組むキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)は2020年および2021年にかけて実施する約1,300億ユーロ規模の経済刺激策に合意した。同経済刺激策は、新型コロナウイルスからの危機に対し経済回復を図る「経済危機対策パッケージ」と、ドイツの経済基盤を長期的に強化する施策も含めた「未来パッケージ」で構成されている⁵²。

これまでドイツ政府によりおこなわれた主な新型コロナウイルス関連の経済対策を以下表3-4.に示す^{8,50-52}。2020年7月以降も、資金や支援のための要件緩和、プログラムの拡充や延長など、状況に合わせた制度の修正が随時おこなわれている⁵³⁻⁵⁷。

表 3-4. ドイツ連邦政府による経済対策

日付	経済対策	予算	主な内容
2020/3/23 (3/27 制定) 第一弾 ⁵⁰	第1次補正予算法 経済安定化基金法	約7,500億ユーロ (約91.5兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働給付金制度の柔軟性向上 税関連の流動性(資金繰り)支援 中小企業への給付金
2020/4/22 第二弾 ⁵¹	与党連立委員会	約100億ユーロ (約1.2兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働給付金の拡大 失業給付金の給付期間延長
2020/6/3 (7/3 制定) 第三弾 ⁵²	第2次補正予算法	約1,300億ユーロ (約15.9兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な売上税減税 家族向けのボーナス ひとり親負担軽減 企業向け支援

1) 市民一般向け(特に低所得者)

① 給付

児童ボーナス(Kinderbonus):

児童手当の受給者に対して、親は子(原則として18歳未満の子)1人につき300ユーロ(約3.7万円)の一時金が支給される(第3次対策で措置、所要額は43億4500万ユーロ(約5302億円))。児童ボーナスは非課税であるものの、高所得世帯の場合、児童ボーナスは児童控除と相殺される^{8,58}。

学生向け一時給付金:

連邦政府は、ドイツ学生支援協会(Deutsches Studentenwerk: DSW)を介して、困窮した学生のために総額1億ユーロ(123億円)を返済不要の一時給付金として提供することを表明した。申請受付はオンラインで6月16日に開始し、給付金は1か月当たり最大500ユーロ(61,500円)で、6月から月ごとに申請できる。ドイツ国内の大学に在籍していれば、国籍や年齢、学修している学期数は問わないが、

ドイツ国籍でも海外の大学に留学している場合は対象にならない。給付金の金額は、申請日前日における銀行口座の残高によって決まる⁴²。

緊急支援プログラム(Soforthilfe)^{8, 12}:

事業者への支援として、従業員を持たない個人事業者または従業員 5 人以下の零細企業に対しては最大 9,000 ユーロ(約 110 万円)、従業員 10 名までの企業に対しては最大 15,000 ユーロ(約 183 万円)、いずれも 3 か月分の一括給付として支給(課税対象)される。場合によっては、さらに 2 か月間の受給が可能。支給のための要件は以下のとおり。

1. コロナショックの影響で経済的に困難な状況にあること
2. 3 月より前には経済的に困難な状態になかったこと
3. 損失の発生が 3 月 11 日より後であること等

受付期間:2020 年 3 月末~5 月 31 日

予算規模 500 億ユーロ

中小企業向けのつなぎ資金(Corona Überbrückungshilfe)^{8, 12}:

新型コロナウイルス危機の影響で事業活動の中止を余儀なくされた中小企業向けの橋渡し支援として、6 月 3 日の経済刺激策で発表していたつなぎ資金補助で、6 月から 8 月の固定費に充てることができる。申請対象は、中小企業、自営業者、フリーランサー、いずれも業種問わず。支給金額の上限(3 か月分)は、従業員 5 人以下の企業で 9,000 ユーロ(約 110 万円)、従業員 10 人以下の企業で 15,000 ユーロ(約 183 万円)、その他の企業等では 150,000 ユーロ(約 1,830 万円)が給付(課税対象)される。支給のための要件は以下のとおり。

1. 4~5 月の売上合計額が前年同期比で 60%以上減少していること。(2019 年 4 月以降に設立した企業は、2019 年 11 月~12 月の売上合計額との比較)
2. 補助対象となる「固定費」は、賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部、研修生の費用、固定資産税など。
3. 6~8 月の固定費の 40~80%相当額(該当月の売上高減少割合によって異なる)が支給

受付期間:2020 年 7 月 8 日~8 月 31 日

予算規模:246 億ユーロ

なおこのつなぎ支援金は、第 2 弾(Überbrückungshilfe II:9~12 月)、第 3 弾(Überbrückungshilfe III:2021 年 1~6 月)として、対象となる固定費や補助額も大幅に拡張されて継続している⁵⁴⁻⁵⁷。

② 貸付

学生ローン:

連邦政府は 2020 年 4 月、国営のドイツ復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW)が提供する学生ローンを拡充することを発表。通常とは異なり、2021 年 3 月 31 日まで無利子での貸与となり、既に学生ローンを借りている学生(無利子期間は 2020 年 5 月から)と新たな応募者(2020 年 5 月 8 日からオンラインで申請)のどちらにも適用される。金額は 1 か月当たり 100~650 ユーロ(12,300~79,950 円)で、融資総額としては 10 億ユーロ(1230 億円)。年齢の範囲は 18~44 歳で、大学院生や奨学金の利用者も対象である⁴²。

企業向け融資:

感染症の影響を受けた企業は、国営のドイツ復興金融公庫(KfW)から、企業の創業年数や売上高に応じて運転資金の融資を受けることができる(第 1 次対策で措置。3 月 23 日~)。

経済安定化基金(Wirtschaftsstabilisierungsfonds. 新設。第 1 次対策で措置)は、①総資産 4300 万ユーロ(約 52.5 億円)超、②年間売上高 5000 万ユーロ(約 61 億円)超、③年間平均従業員数 249 人超のいずれか 2 つを満たす企業に対して、金融機関からの融資に対する公的信用保証や劣後債等の買入れによる企業の資本増強策を実施している⁸。

③ 家賃の援助

第1次対策の一環として連邦政府が3月27日に成立した、民法等におけるCOVID-19の影響を緩和する法律では、4月から6月までの家賃滞納に基づき賃貸借契約を解除することを禁止し、この間の家賃について支払猶予を認めることを規定した。なお、猶予された家賃は2年以内に支払わなければならないとされている^{8, 59}。

また、1)①給付で言及した「つなぎ支援金(Corona Überbrückungshilfe)」制度は、中小企業や個人事業主を対象として、固定費を支援の対象としており、固定費の中でも主要な位置を占める家賃に対する給付の性格が強く、家賃支援のための給付金の要素も有している。

2) 雇用労働者の休業

保育・介護による親の減収補償の拡大:

学校の休校等により収入損失を被っている12歳未満の子を持つ親に、月額2,016ユーロ(約24.6万円)を上限として、手取収入の67%を最大10週間(当初は6週間)付与した(ひとり親には最大20週間)^{8, 58}。

操業短縮を行った企業に対する休業者の給与補助の拡充:

連邦政府は、既存の操業短縮手当(Kurzarbeitergeld)の支給要件の緩和(操業短縮対象従業員が全体に占める割合の引下げ(1/3以上→1/10以上)等)、派遣労働者への対象拡大、操業短縮中は事業主が支払わなければならない社会保険料の全額補填を実施(第1次対策)、追加支援策として、手取り収入減少分の補填率の引上げ(50%以上労働時間を短縮して同手当を受給している者につき、4か月目から70%(子がいる場合は77%)、7か月目から80%(同87%)に引上げ)を行った(第2次対策)^{8, 60}。

3) フリーランス・ギグワーカー

1)①給付で言及した「緊急支援プログラム(Soforthilfe)」、および「中小企業向けのつなぎ資金(Corona Überbrückungshilfe)」は、いずれもフリーランサーを含んだ個人事業主が給付の対象に含まれている。

4) 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカー

介護ボーナス:

医療・介護に関連する対策のため、住民保護第2次法が2020年5月23日に施行。その一環として、高齢者介護に従事する介護職に、2020年に最高1,000ユーロの一時金(コロナボーナス)を支給する。さらに、州及び介護事業主は、税及び社会保険料が課されないボーナスを最高1,500ユーロまで増額することができる⁶⁰。

看護職員への特別賞与:

2020年10月28日には病院未来法が公布された。同法の主な内容の一つとして、コロナパンデミックの初期数か月間に多くの患者の治療を行った病院には、看護介護職員等への特別賞与支給に対して、総額1億ユーロの財政的支援が行われる。その際、病院自身が賞与対象となる職員について決定することができ、個々の特別賞与額(上限1,000ユーロ)も決められる⁶¹。

2021年2月8日、連邦政府のコロナ内閣は、連邦政府が資金提供する、合計4億5,000万ユーロの医療専門家向けの別のプレミアムパッケージを発表した。特にストレスを感じている病院の従業員は、6月末までに1人あたり最大1,500ユーロのボーナスを受け取ることになる⁶²。

4. 各国の政府統計データ(別資料データ編フォルダ参照)

以下に各国別のデータの有無とその直近の公表データ(年)、を表形式で記載する。当該国のデータの出典元は、納品物 CD-R「データ編」フォルダ内、ファイル名“データ編_主要国公的統計データ.xlsx”を参照。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
失業率	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
男性	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
女性	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
若年層	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
15-24歳	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
25-74歳	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
雇用率	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
15-24歳	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
25-54歳	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
55-64歳	○(2021年)	○(2021年)	○(2020年)	○(2021年)
賃金	○(2020年)	○(2020年)	○(2020年)	○(2020年)
性別	△(2020年) ※Gender Wage Gap	△(2020年) ※Gender Wage Gap	○(2019年)	○(2019年)
自殺率	○ (2019年 州別)	○ (2019年 England&Wales)	○(2019年)	○(2019年) ※性別、年齢別あり
DV件数	○(2015年)	○ (2019年 England&Wales)	○(2020年)	○(2012年)
児童虐待件数 (あるいは相談件数)	○ (2019年 全米)	○ (2019年 England&Wales)	○(2018年)	○(2019年)
出生数 (あるいは出生率) 月別前年同期比	△ (2018年 出生率)	△ (2018年 出生率)	○(2021年)	○(2021年)
高齢者の死亡数(総数)	○(2021年)	△(2021年 England&Wales) ※75歳以上/以下の死亡率	○(2021年)	○ (2019年) ※死亡率は 2020年もあり
新型コロナウイルスによる死亡数(年齢別)	○(2021年)	○(2021年)	○(2021年)	○(2021年)
生活保護に類する 制度の受給者動向	○(2019年)	○(2021年)	○(2021年)	○(2021年) ※性別、年齢別あり
医療機関受診動向	△(2018年)	△(2018年)	○(2019年)	○(2016年)
妊娠数	△ (妊娠率 2018年)	△ (妊娠率 2018年)	×	×

○:統計データあり、△:関連する統計データあり、×:統計データなし

5. 各国のレポート(別資料レポート編フォルダ参照)

以下に項目別のレポート(報告書)名を出典とともに列挙する。当該レポートのフルバージョン(PDF版)は、納品物 CD-R「レポート編」フォルダ内の PDF ファイル文献①—⑩を参照。

(1) 女性、子ども、ギグワーカーに関するもの

1) 女性

- Kotlar B, Gerson E, Petrillo S, Langer A, Tiemeier H. The impact of the COVID-19 pandemic on maternal and perinatal health: a scoping review. *Reprod Health*. 2021 Jan 18;18(1):10. doi: 10.1186/s12978-021-01070-6. PMID: 33461593; PMCID: PMC7812564. 文献①
https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7812564/pdf/12978_2021_Article_1070.pdf
タイトル「COVID-19 パンデミックが母体および周産期の健康に及ぼす影響: スコーピングレビュー」
世界中の査読付き文献、ワーキング・ペーパー、新聞記事から収集した COVID-19 が妊産婦の健康に関する影響についてのレビュー。COVID-19 は、母親の精神的健康問題を増加、家庭内暴力の増加傾向、出産前ケアの減少、出産後の雇用の減少をもたらした。

2) 子ども

- UNICEF. Supporting Families and Children Beyond COVID-19. (December 2020) 文献②
<https://www.unicef-irc.org/publications/1165-supporting-families-and-children-beyond-covid-19-social-protection-in-high-income-countries.html>
COVID-19 による危機が子供たちにとって何を意味するのか、子供たちへの悪影響から保護するために何ができるのか、5つのリサーチクエストを設定し、その答えを見つけるための調査とその結果が記述。危機に対応するためには、どれだけの公的資金が使われるか、家族にどのように資金を使うかが重要。
- Robert Wood Johnson Foundation and Harvard T.H. Chan School of Public Health. The impact of coronavirus on households with children. (September 2020) 文献③
<https://www.rwjf.org/en/library/research/2020/09/the-impact-of-coronavirus-on-households-across-america.html>
2020年7-8月にアメリカ全土で行われた各世帯における健康と経済に関する問題を調査。子供がいる世帯の過半数(61%)は、コロナウイルスの発生時に深刻な経済的問題に直面した。子どものいる家庭の過半数(59%)が子どもの世話に深刻な問題を有し、3分の1以上(36%)が子どもの教育を継続する上で深刻な問題を有すると報告された。

3) ギグワーカー

- Flourish. The Digital Hustle: Gig Worker Financial Lives Under Pressure. (On October 22, 2020)
<https://www.prnewswire.com/news-releases/new-report-shows-us-gig-workers-hit-hard-by-covid-19-with-nearly-3-out-of-5-now-earning-less-than-1-000-per-month-301157657.html>
(web site only) アメリカのアトランタ、シカゴ、ニューヨーク、フィラデルフィア、サンフランシスコの5つの都市の700人のギグワーカーを調査。COVID-19のパンデミックに大きな打撃を受け、アメリカのギグワーカーの68%が総収入の減少を報告。月に1,000ドル未満の労働者の割合は、ロックダウン前の5人に1人と比較して、5人に3人近くに増加。
- UCLA Labor Center, SEIU United Healthcare Workers West. WORKER OWNERSHIP, COVID-19, AND THE FUTURE OF THE GIG ECONOMY. (October 2020) 文献④
<https://www.labor.ucla.edu/publication/gigworkers/>
パンデミック後のカリフォルニアでのギグワークの現状を調査。また、労働者の所有権をギグエコノミーに導入し、労働者とUber、Lyft、Instacartなどのプラットフォームとの関係を根本的に再構築する Cooperative Economic Act (CEA) と呼ばれるカリフォルニア州の立法案を評価。

(2) 福祉施設の感染状況(クラスター発生頻度等)に関するもの

- Sugg MM, Spaulding TJ, Lane SJ, Runkle JD, Harden SR, Hege A, Iyer LS. Mapping community-level determinants of COVID-19 transmission in nursing homes: A multi-scale approach. *Sci Total Environ*. 2021 Jan 15;752:141946. doi: 10.1016/j.scitotenv.2020.141946. Epub 2020 Aug 25. PMID: 32889290; PMCID: PMC7446707. 文献⑤
<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7446707/pdf/main.pdf>
2020年7/13時点で、全米で1300万人が15,483か所の高齢者施設に住んでいた。その中の126,402人がCOVID-19に感染し、35,517人が死亡した。この論文では、高齢者施設のリスク因子も分析している。
- CDC (Centers of Disease Control and Prevention). COVID-19 Nursing Home Data. (Web site)
<https://data.cms.gov/stories/s/COVID-19-Nursing-Home-Data/bkwz-xpvg/>
高齢者施設からCDCのネットワーク(National Healthcare Safety Network (NHSN) system COVID-19 Long Term Care Facility Module)に報告されたデータ;居住者への影響、施設の収容能力、スタッフと職員、備品と個人用保護具(PPE), および換気装置の容量と供給データ要素が含まれる。入居者とスタッフの感染者数、死亡者数、各州別の感染者・死亡者数、が確認できる。

National Healthcare Safety Network (NHSN): Nursing Home Covid-19 Data Dashboard (Web site)
https://www.cdc.gov/nhsn/covid19/ltc-report-overview.html#anchor_1610478795495
National Healthcare Safety Network (NHSN)の概要が記載。Microsoft PowerBIにより週別の確定感染者数がグラフ化。

(3) 外出自粛による健康悪化等に関するもの

- Knell G, Robertson MC, Dooley EE, Burford K, Mendez KS. Health Behavior Changes During COVID-19 Pandemic and Subsequent "Stay-at-Home" Orders. *Int J Environ Res Public Health*. 2020 Aug 28;17(17):6268. doi: 10.3390/ijerph17176268. PMID: 32872179; PMCID: PMC7504386. 文献⑥
<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/32872179/>
COVID-19感染拡大後に、米国居住の1800人に行動(睡眠、身体活動、アルコール消費、薬物使用、たばこ使用)の変容をアンケート調査。身体活動は低下したが、それ以外の行動に変化は無かった。
- Czeisler MÉ, Lane RI, Petrosky E, Wiley JF, Christensen A, Njai R, Weaver MD, Robbins R, Facer-Childs ER, Barger LK, Czeisler CA, Howard ME, Rajaratnam SMW. Mental Health, Substance Use, and Suicidal Ideation During the COVID-19 Pandemic – United States, June 24–30, 2020. *MMWR Morb Mortal Wkly Rep*. 2020 Aug 14;69(32):1049–1057. doi: 10.15585/mmwr.mm6932a1. PMID: 32790653; PMCID: PMC7440121. 文献⑦
<https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/69/wr/mm6932a1.htm>
2020年6月24~30日にアメリカ全土で18歳以上の成人を対象に代表的なパネル調査を実施。回答者計5,470名のうち、40.9%に少なくとも1つの精神障害が報告された。不安障害またはうつ病性障害を30.9%、COVID-19による心的外傷およびストレス関連障害(TSRD)を26.3%に認め、COVID-19に関連するストレスや情動へ対処するために薬物使用を開始/増加したのは13.3%、調査30日前以内の重篤な自殺念慮は10.7%に認められた。

(4) 在宅勤務の増加等による男性の家事育児への参入やDV等家族関係への影響に関するもの

- Boserup B, McKenney M, Elkbuli A. Alarming trends in US domestic violence during the COVID-19 pandemic. *Am J Emerg Med*. 2020 Dec;38(12):2753–2755. doi: 10.1016/j.ajem.2020.04.077. Epub 2020 Apr 28. PMID: 32402499; PMCID: PMC7195322. 文献⑧
<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7195322/>

アメリカの警察データにより、全米の各地において、COVID-19 によるステイホーム令の後に、DV 関連の逮捕、家庭内暴力の相談、DV、銃犯罪などの増加が報告されている(Published online 2020 Apr 28.)。

- UN Women. WHOSE TIME TO CARE? UNPAID CARE AND DOMESTIC WORK DURING COVID-19. 25 Nov 2020 (25 Nov 2020) 文献⑨
<https://data.unwomen.org/publications/whose-time-care-unpaid-care-and-domestic-work-during-covid-19>
38 カ国のデータから、COVID-19 のパンデミック期間中、男女ともに無報酬の仕事量を増やしたが、依然として女性がその大部分を占めている。失業や生計手段の喪失を含む経済的影響により、何百万人が極度の貧困に追いやられると予想され、女性と少女が最も大きな打撃を受けている。
- UN Women. COVID-19 and Ending Violence Against Women and Girls. (13 May 2020) 文献⑩
<https://www.weeps.org/resource/covid-19-and-ending-violence-against-women-and-girls>
女性/少女に対する DV が、フランスでは 3/17 のロックダウン以降 30% 増加、アルゼンチンでは 3/20 のロックダウン以降 25% 増加、キプロスとシンガポールでは、ヘルプライン(電話相談)の相談数がそれぞれ 30%、33% 増加した。

6. 考察

2019年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、その後、数か月で世界中に感染が拡大し、WHO(世界保健機関)は2020年3月11日にパンデミック(世界的大流行)に相当すると発表した。感染症のまん延を防止するため、世界各国において、外出や営業が規制され、経済活動は急縮小した。倒産や失業から国民生活を守るため、各国政府は大規模な経済対策を講じている。本調査では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの4カ国を対象として、COVID-19の感染拡大に対し実施された雇用面・生活面の施策に関して、インターネットによるWeb調査で、1. 市民一般向け(特に低所得者)、2. 雇用労働者の休業補償、3. フリーランス・ギグワーカーの休業補償、4. 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカーへの給付金等、の4つを重点として情報を収集した。各国の主要な対策の一覧を以下の表6. に示す。

市民一般向けの対策として、給付、貸付、家賃の援助の3点について調査した。給付については、イギリスを除いたアメリカ、フランス、ドイツで低所得者や生活困窮者向けに給付金が支給された。アメリカでは、所得制限はあるものの、直接の現金給付が3回おこなわれている。また、フランスやドイツでは、困窮した学生向けに一時給付金が支給されている。個人以外では、企業に対しても政府から様々な形で給付金が支給されている。貸付については、すべての国において、企業向けに企業規模に応じた様々な融資プログラムが作成され、時期に応じてプログラムの新設、修正、要件の緩和、拡充、延長などの対応がとられていた。家賃の援助に関しては、特にCOVID-19の拡大がみられた2020年3~4月前後に、期間限定したものも含めて、家賃支払いの猶予、あるいは家賃未払いによる立ち退きの猶予等の対策がおこなわれていた。ただし、いずれも家賃支払いの猶予であり、免除ではない。これは家賃の支払い猶予で打撃を受ける家主側への配慮であり、実際にアメリカでは家主が保有物件の住宅ローンを支えない場合の差し押さえ禁止(期間限定で)、金融機関への返済延期などの対策が行われていた。

雇用労働者の休業は、各国とも既存の休業手当をベースに、支給の前倒し、要件の緩和や、対象の拡充、期間の延長などの対策が適時おこなわれていた。フランスやドイツでは、学校の休校等により子供の世話等のために就業できない場合の収入の損失の一部が補償されている。

フリーランスやギグワーカーに対しては、通常は失業保険の受給資格に該当しない。しかし、今回のパンデミックの影響により、各国とも既存の失業手当の対象者拡大や新たなスキームの創設などで、フリーランス等を含む自営業者に対する補償を支給している。アメリカでは、「パンデミック失業支援(PUA)」により失業手当の支給対象へ拡大し州や自治体レベルでも独自の制度で給付、イギリスではコロナウイルス自営業収入支援スキーム(SEISS)により過去の利益水準の一部を補填する給付、フランスでは連帯基金(fonds de solidarité)による給付、ドイツでは「緊急支援プログラム(Soforthilfe)」、および「中小企業向けのつなぎ資金(Corona Überbrückungshilfe)」による給付がおこなわれた。

COVID-19への治療で医療の最前線にいる医療・介護従事者や感染のリスクが高いエッセンシャルワーカーに対する給付金については、各国で違いがみられた。イギリスでは、公営のNHS(National Health Service)の医療従事者に対しては政府から危険手当は一切ない一方で、アメリカでは連邦政府レベルではないものの、州政府レベルでは危険手当を支給している。フランスやドイツでも、看護、介護を含めた医療従事者へのボーナスが支給されていた。イギリスでは医療従事者が置かれる環境は非常に厳しいが、地域に根付いた医療従事者向けのボランティアや、スーパーや飲食店によるサービスなど民間レベルでのサポートがあり、医療従事者の支えになっているようである³³。医療人材の確保については、各国とも近時に引退した医療従事者の現場復帰の要請や、医学生・看護学生、軍の動員など、従来の規制や条件の緩和により緊急時の対応をおこなっている。特にドイツでは、2012年に感染症によるパンデミックを予測し最悪の事態を想定したシナリオ予測を綿密に行っており、平時から非常時の医療供給体制の準備をおこなっていたため、政府が感染拡大の早期に措置を施し、医療崩壊を免れている^{63,64}。

このように、各国では既存の制度をベースとして、その修正や要件の緩和、拡充、期限の延長、新設などを適宜繰り返しながら、雇用面・生活面の施策を打ち出していた。国内の社会制度の違いにより、細かい部分では異なるものの、概ねどの国においても類似の政策がとられていることが明らかとなった。本調査の結果が、今後わが国の社会保障政策へと寄与することを期待する。

なお今回の調査では、言語上の都合から、フランス、ドイツに関する情報が相対的に少なく、アメリカ、イギリスも含めて、全体を網羅出来ているわけではないことに留意する必要がある。また、一部の情報は、現地在住日本人のレポートや記事をそのまま引用した。各国の公的なweb siteで収集できない部分を補う有益な情報と思われるものを、可能な限り信頼性の高いweb siteの記事を引用しているが、記事の内容の正確性は必ずしも担保されているわけではない。

表 6. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 4 か国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)の主要な対策

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
1. 市民一般向け (特に低所得者)				
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・直接給付 3 回(所得制限あり) ・失業保険(PUA, PEUC, FPUC, MEUC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接給付なし(既存の社会保障制度に上乘せ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯特別手当(Aide exceptionnelle de solidarité) ・学生向け一時給付金 ・連帯基金(小規模企業等向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童ボーナス(Kinderbonus) ・学生向け一時給付金 ・事業者向け Soforthilfe ・中小企業向け Überbrückungshilfe
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等への融資(PPP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業向け融資(CCFF) ・中小企業向け融資(CBILS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への国家保証を付与する資金貸付(PGE) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生ローン ・企業向け融資(経済安定化基金)
家賃の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き猶予措置 ・家賃支払い猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き猶予措置 ・家賃支払い猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き猶予措置 ・家賃支払い猶予はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃支払い猶予
2. 雇用労働者の休業補償	<ul style="list-style-type: none"> ・有給病気休暇(EFMLEA, EPSLA) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病欠手当の支給開始の前倒し ・一時帰休者への給助成(CJRS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の部分的失業制度 ・打撃の大きい産業向け APLD 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・介護による親の減収補償の拡大 ・既存の操業短縮手当の支給要件の緩和
3. フリーランス・ギグワーカーの休業補償	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険 PUA の適用 ・州・自治体レベルで独自規定も 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主への所得給付(SEISS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯基金の適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・Soforthilfe および Überbrückungshilfe の給付対象
4. 医療・介護従事者、エッセンシャルワーカーへの給付金、人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・州政府レベルで危険手当を支給(連邦政府レベルではなし) ・医療従事者の確保に引退した人を再雇用(NY 州) 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府レベルでの危険手当はなし ・医療人材確保に退職した従事者を登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者へのボーナス支給 ・医療従事者の賃上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職へのボーナス ・看護職員への特別賞与

7. 付録（ベーシックインカム（BI）の状況）

ベーシックインカム(basic income: BI)とは、すべての国民に所得制限などの条件を設けず、毎月、一定額を政府が支給する社会保障政策である。一般的にその起源は、イギリスの思想家トマス・モアが16世紀に書いた「ユートピア」という著書であるとされている⁶⁵⁻⁶⁷。その後、18世紀後半に産業革命が起きて格差が拡大した時など、BIの原型ともいえるべき議論が登場した。しかし、これがBIと定義され、世間に知れ渡るようになるのは、より時を経た1970年代以降のことである⁶⁸。

2020年の初頭に新型コロナウイルスの世界的なパンデミックによって、経済活動が著しく停滞し、失業率の上昇や所得の減少といった状況が世界中で現出するなか、BIへの関心が高まっている。日本でも、一回限りであるが、一人10万円の特別定額給付金という、事実上のBIが実施されたことで、改めてBIに注目が集まった。近年のBIに対する世界的な導入状況についてまとめた。

(1) 世界におけるBIの実施状況

諸外国における近年の検討事例を以下の表7-1に示す。

表7-1. BI(または類似の制度)の検討・実施状況⁶⁸

	国名	対象	実施時期	内容
実施終了	カナダ	ドーファン市、市民全員	1974～1979年	年16000カナダドル。政権交代で打ち切りも、5年間で貧困が大きく減ったとの調査結果あり
	カナダ	オンタリオ州、4000人	2017年7月～	所得の50%。政権交代により18年に打ち切り
	フィンランド	2000人。失業者から無作為抽出	2017年～2018年	毎月560ユーロ(失業手当同額)を支給。この間は既存の社会保障制度の支援対象から外れる。
	インド	マドヤ・パラデシュ州、6000人以上	2010年	少額の給付も、生活水準、栄養、教育の面で大きな改善との報告
	ナミビア	オティヴェロ-オミタラ村、約1000人	2008～2009年	一人当たり100ナミビアドルを支給。報告書では、子供の栄養失調が減少、就労意欲の向上、就学率の向上などが観察されたとの結果
実施中	スペイン	所得、資産、年齢、居住条件あり	2020年6月～	単身世帯で月462ユーロ、世帯人数に応じ最大月1015ユーロ
	イタリア	所得、資産、居住条件あり	2019年4月～	年6000ユーロに対し世帯主は1を乗じ、世帯構成員は成年の場合は0.4、未成年の場合は0.2をそれぞれ乗じて支給
	オランダ	ユトレヒト市、対象者は社会福祉受給者の300人	2017年1月～	月900～1200ユーロ。条件を変えた6つのグループで実験
	ドイツ	120人(公募)	2020年8月～(3年間)	毎月1200ユーロ
	米国	11都市、所得等条件あり	2020年	ロス、アトランタ等11都市が協調して社会実験、スキームは都市により異なる。月500ドルなど
	ケニア	抽出した村単位の比較実験	2017年～(12年間)	40の村が、月22.5ドル。80の村が2年間だけ月々一定額を受け取る、他の80の村は2年間の合計を一括で受け取る等の比較実験も予定
	ブラジル	人口16万のマリカ市、約4分の1が受給	2013年～	地域通貨ムンブカを使った支給。4分の1程度が受給も、全市民への拡大を検討、原油収入が財源

検討中、検討中止	アイルランド スイス	全国民 全国民	検討中 16年に国民投票	今後5年以内の実験を連立合意 具体的な支給額は提案の可決後に決める段取りも、賛成23%、反対77%で否決
----------	---------------	------------	-----------------	---

(小玉 祐一. 日本におけるベーシックインカム導入の可能性. 明治安田総合研究所調査 REPORT を一部改変)

上記の表 7-1 から、諸外国の検討事例の多くは 2010 年以降におこなわれており、近年になって BI に興味を示す国が増えてきたことがわかる。実際の導入例では、なんらかの条件を課した制度を検討したケースが多い。無条件の制度を特にユニバーサルベーシックインカム (Universal Basic Income: UBI) と呼んで区別する場合もあるが、UBI を一国全体で導入した例はまだない。ほとんどが実験の範囲であり、制度として定着はしていない⁶⁸。

1) フィンランドの事例⁶⁹

フィンランドでは 2017 年 1 月から 2018 年 12 月までの 2 年間、無作為に抽出した 25 歳から 58 歳までの失業手当受給者 2000 人を象に、毎月 560 ユーロ (約 7 万円) を給付する実験をおこなった。BI 受給者は既存の失業手当に取って代わり (既存の社会保障制度の支援対象から外れる)、受給者が就職した場合でも支払われ続けた。同期間の失業手当受給者を対照群として、BI が受給者の雇用や収入、社会保障、心身の健康、幸福度、生活への満足度などに、どのような影響をもたらしたかを分析した。

実験期間終了直後に実施したアンケート調査によると、BI の受給者のほうが、生活への満足度が高く、精神的なストレスを抱えている割合が少なかった。また、他者や社会組織への信頼度がより高く、自分の将来にもより高い自信を示した。

一方で、BI が雇用にもたらす影響は限定的だった。2017 年 11 月から 2018 年 10 月までの平均就業日数は BI 受給者のほうがわずかに多く 78 日であったのに対し、失業手当受給者では 73 日であった。

実験の担当者は、「BI が雇用にもたらす影響は小さかった」と述べた。ただし、実験期間中の 2018 年 1 月に失業手当の給付要件変更があったため、BI が雇用にもたらした影響のみを検証することは難しい。

2) スイスの事例⁷⁰

スイスでは 2016 年に国民投票が行われた法案の一つに、「BI 導入案」があった。同案の中では支給されるお金の額も財源も定められていないが、導入賛成派はすべての大人に月 2500 スイスフラン (約 27 万円)、未成年者に 625 スイスフランを支給する考えを提示した。

この案に対し国は、これまで BI と同程度の稼ぎがあった人は今後仕事を続ける意義を失い、労働者が減少すると指摘。企業の国外移転が促され、国の税収が減り、平均所得の低い国から多くの外国人がスイスに流入すると危惧していた。また、財源確保のためには大幅な歳出カットや増税が必要のほか、社会保障には BI ではまかないきれないようなサービスや支援が不可欠なため、BI が既存の社会保障制度に取って代わることはできないとしていた。

投票結果では有権者の 8 割が反対し、全州の過半数で反対となったため、否決が決定した。

(2) アメリカにおける BI の状況

2020 年の大統領選挙で、民主党の候補者の 1 人だったアンドリュー・ヤン氏が BI の導入を公約に掲げた。彼は「18 歳以上のすべてのアメリカ国民に 1 か月当たり 1000 ドルを支給する」と訴えたものの、予備選挙の結果が振るわず 2 月中旬に撤退し、BI への関心は再び薄れたかに見えた。しかしその後、COVID-19 のパンデミックにより失業率が上昇し、政府が通常の失業保険に追加する形で毎週 600 ドルを積み増す措置をとったことにより、失業者 (特に低所得者層) の消費が増加した。このことから、メディアを通じて「BI 的に支給された資金が意外な効果を生んだことで、アンドリュー・ヤン氏が主張した BI が再び注目されることとなった⁷¹。

自治体においてより実践的な動きも見られている。2020 年 6 月にマイケル D. タブス市長 (ストックトン市、カリフォルニア州) と経済安全保障プロジェクトが 11 人の市長とともに「Mayors for a Guaranteed Income (MGI)」を設立した。MGI 連合は、ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI、直接の定期的な現金支払い) を提唱している⁷²。

マイケル・タブス市長は、アメリカで初めて市長主導の保証所得パイロットである Stockton Economic Empowerment Demonstration (SEED) を 2019 年 2 月から開始した。SEED は、ランダムに選ばれた 125 人の市内居住者に 24 か月間月額 500 ドルを提供した。現金支給は完全に無条件で、紐は付いておらず、仕事も必要ではない。マイケル・タブス市長は、アメリカで初めて市長主導の保証所得パイロットである Stockton Economic Empowerment Demonstration (SEED) を 2019 年 2 月から開始した。SEED は、ランダムに選ばれた 125 人の市内居住者に 24 か月間月額 500 ドルを提供した。現金支給は完全に無条件で、紐は付いておらず、仕事も必要ではない⁷²。その他にも、以下の地域において、BI の実証実験が導入されている⁷³ (以下表 7-2 参照)。

表 7-2. BI 実証実験導入地域とその概要⁷³

実施地域	期間	対象者数	対象集団	金額	研究デザイン
Stockton Economic Empowerment Demonstration, (カリフォルニア州ストックトン市)	24 カ月	支給 125 人; 200 control	一般市民	\$500/月	Mixed Methods RCT w/ PAR
オープンリサーチ、(地域 非公開)	不明	3000 人	21-40 歳の地域中央値収入以下	\$50 - 2,000/月	RCT
Transition-Age Youth Basic Income Pilot Program (カリフォルニア州サンタクララ郡)	1 年	72 人	里親制度から移行する若年者	\$1,000/月	非実験的
Preserving Our Diversity (カリフォルニア州サンタモニカ)	実施中	250 人	65 歳以上の市営賃貸住宅居住者で地域中央値収入以下	\$747/世帯規模一人; \$1,306/世帯規模二人	なし
Baby's First Years, (複数都市)	40 カ月	1000 人	低収入の母親	\$333/月; \$20/月	Mixed Methods RCT
Magnolia Mother's Trust, (ミシシッピ州ジャクソン市)	1 年	80 人	低収入の黒人/アフリカ系アメリカ人の母親	\$1,000/月	Mixed Methods

MGI 連合では、上記の他に

- ・Chicago Resilient Families Task Force (イリノイ州シカゴ)
- ・Newark Guaranteed Income Task Force (ニュージャージー州ニューアーク)
- ・Old Fourth Ward Economic Security Task Force (ジョージア州アトランタ)

などの市や郡においてパイロットがおこなわれている。2021 年 2 月末時点で、MGI の参加メンバーは 40 人に増加している⁷³。

2021 年 3 月に、カリフォルニア州ストックトン市でおこなわれた SEED プログラムの 2019 年 2 月から 2020 年 2 月までの初年度のデータをまとめた予備調査結果報告書が発表された。これによると、受給者は対照グループと比較してフルタイム労働者の割合が大幅に増加し、抑うつや不安が少なくなり、健康状態も向上した。また受給者の 500 ドルの用途については、食費の割合が最多で約 4 割を占め、他に日用品や衣料品の購入、光熱費、交通費に使用されており、タバコや酒類の購入割合は 1%未満であった。この調査結果は、無条件に配られる現金が人々に不必要な買い物をさせたり、薬物やアルコールのような不健康な商品を購入させたりするという、ベーシックインカム・プログラムへのよくある批判を覆すものであった⁷⁴。

先述したアンドリュウ・ヤン氏は、現在 2021 年 11 月におこなわれるニューヨーク市の市長選に立候補を表明しており、市内の極度の貧困にある約 50 万人に対し、年平均 2,000 ドルの直接支給をおこなう国内で最大のベーシックインカム・プログラムを政策に掲げている⁷⁵。

(3) ドイツにおける BI の状況

ドイツ経済研究所が 2020 年 8 月 18 日に UBI に関する 3 年にわたる調査研究を開始したと発表した。

この研究はドイツ経済調査研究所 (DIW Berlin) と Mein Grundeinkommen association との合同プロジェクトであり、その一環として、ドイツ在住である 18 歳以上という条件で対象者 1500 人を募集。対象者は合計 7 回のオンライン調査 (1 回の所要時間は 25 分) を受けることになる。120 人が毎月 1200 ユーロ (約 15 万円) の給付を受け取り、残りの 1380 人は給付を受けない (オンライン調査を受けるための、合計 90 ユーロの費用手当のみ)。資金は寄付で賄う。実際の給付開始は 2021 年の春ごろからの予定。労働市場への影響に加えて、心理的影響、健康への影響、態度や行動への影響が測定される。研究者はその後、1380 人の現金支給を受けていない人々の体験と比較分析を行うことになる^{76, 77}。

希望者が殺到し 8 月 22 日時点で 120 万人に達した⁷⁷。

(4) その他欧州における BI の状況

1) スペイン⁷⁸

2020 年 5 月 29 日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう経済への大打撃を受け、ペドロ・サンチェス首相率いる社会労働党 (PSOE) とポデモス党による連立政権が閣議で BI を承認した。ただし、スペイン政府による BI は、全国民に無条件で一律の現金を給付する UBI とは異なり、実際は収入や扶養家族の数によって給付額が決定される。

対象世帯はスペイン全人口の約 4 万 7329 万人 (2020 年 1 月 1 日現在) のうち、250 万人 (85 万世帯)。給付金額は一人暮らしの成人には月 462 ユーロ (約 5 万 8000 円) の所得を保障しており、家族と暮らす場合は成人か未成年か問わず 1 人あたり月 139 ユーロ (約 1 万 7000 円) を追加する。ただし、上限は月 1015 ユーロ (約 12 万 8000 円) まで。

しかし、8 月 20 日時点では申請は 75 万件あるものの、審査済みは 14 万 3000 件、承認済みは 8 万件に過ぎないという。

2) イギリス

英国のジョンソン首相は 3 月 18 日、国が無条件で現金を配り最低所得を保障する「ベーシックインカム」の一時的な実施を検討する考えを示した。同日の英議会の議論で新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策としての実施の可能性を問われ、「検討すべきアイデアの一つだ」と応じた⁷⁹。しかし、その後数回にわたりおこなわれた経済対策で BI は導入されていない。

一方、5 月上旬、スコットランド自治政府のニコラ・スタージョン (Nicola Sturgeon) 首相は、全国民に政府から現金支給する形の UBI について、真剣に検討すべき「時が来た」と述べた。同首相はこの件について「建設的な議論」をイギリス政府と行うとした。最終的に国家的な政策として実行するか否かはイギリス政府の判断によるからである⁷⁶。スコットランド自治政府が 25 万ポンドの基金を設立し、過去 2 年にわたり、4 つの地方自治体 (Edinburgh 市議会、Fife 議会、Glasgow 市議会、North Ayrshire 議会) においてベーシックインカムパイロットの実現可能性の調査を依頼し、その報告書が 8 月にまとめられている⁸⁰。

3) フランス

フランスでは、2017 年の大統領選挙の際に、社会党公認のアモン候補が BI 導入を公約に掲げていた。現在のマクロン大統領の政権下において、BI に関する具体的な政策は出てきていない。

8. 参考文献(3. 各国における新型コロナウイルス感染症関連施策以降)

1. 飯田桃子. ビジネス短信“新型コロナウイルス、米国で初のヒトからヒトへの感染を確認(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年02月03日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/f114510e52417c29.html>
2. 磯部真一. ビジネス短信“トランプ米大統領、83億ドルの新型コロナウイルス対策予算法に署名(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年03月10日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/633732b8a04f44fc.html>
3. 磯部真一. ビジネス短信“トランプ米大統領が第2弾の新型コロナウイルス対策法に署名、検査無償化や有給休暇を拡充(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年03月24日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/4563b51ff59e2ef6.html>
4. 藪恭兵. ビジネス短信“トランプ大統領、総額2兆2,000億ドルの救済法案に署名(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年03月30日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/804089d475e822c8.html>
5. 藪恭兵. ビジネス短信“米議会で新型コロナ対策法案が可決、中小企業向け融資が再開の見込み(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年04月24日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/de43e7b11198d787.html>
6. 藪恭兵. ビジネス短信“トランプ米大統領、新型コロナウイルス対策の追加支援法案に署名(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2021年01月04日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/841feef3d531fd61.html>
7. 磯部真一、宮野慶太. ビジネス短信“バイデン米大統領、1.9兆ドルの新型コロナ対策法案に署名、ワクチンの普及加速を次の目標に(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2021年03月16日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/e3786c43b1d395e1.html>
8. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—. 調査と情報. 2020, 第1111号(2020.9.8).
9. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 諸外国における家計向け現金給付—コロナショックへの対応—. 調査と情報. 2020, 第1121号(2020.10.29).
10. 藪恭兵. ビジネス短信“米連邦議会、新型コロナ対策の追加支援策を可決、トランプ大統領は修正要求(米国)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年12月24日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/ffa66267abc2dd4a.html>
11. 国別労働トピック. 失業保険の特例・加算措置を継続・再開—コロナ危機の追加経済対策. 独立行政法人労働政策研究・研修機構. 2021年1月. https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2021/01/usa_01.html
12. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 主要国における中小企業向け給付金—コロナショックへの対応—. 調査と情報. 2020, 第1117号(2020.10.20).
13. Centers for Disease Control and Prevention. Temporary Halt in Residential Evictions to Prevent the Further Spread of COVID-19. Updated Feb. 4, 2021. <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/covid-eviction-declaration.html>
14. NOVOGRADAC. Senate Approves \$1.9 Trillion COVID-19 Relief Package, Including \$27.4 Billion for Rental Housing Assistance. March 6, 2021. <https://www.novoco.com/news/senate-approves-19-trillion-covid-19-relief-package-including-274-billion-rental-housing-assistance>
15. 窪谷 浩. 新型コロナを機に米国も有給病休休暇の付与を義務化か—感染拡大で俄かに脚光. ニッセイ基礎研究所. 2020年06月04日. <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=64660?pno=1&site=nli>
16. Domestic Workers Standards Board. Gig Worker Paid Sick and Safe Time Ordinance. Seattle.gov. accessed 2021.3.25. <https://www.seattle.gov/domestic-workers-standards-board/covid-19-gig-worker-protections-gig-worker-paid-sick-and-safe-time-ordinance>
17. Molly Kinder, Laura Stateler, and Julia Du. The COVID-19 hazard continues, but the hazard pay does not: Why America's essential workers need a raise. BROOKINGS. October 29, 2020. <https://www.brookings.edu/research/the-covid-19-hazard-continues-but-the-hazard-pay-does-not-why-americas-frontline-workers-need-a-raise/>
18. 島田 悠一. ニューヨークの第一線の医師が見た COVID-19 の爆発的感染拡大. 日本医師会 COVID-19 有識者会議. 2020-07-02. <https://www.covid19-jma-medical-expert-meeting.jp/topic/2880>
19. Melody Gutierrez. California loosens nursing student rules in response to coronavirus crisis. Los Angeles Times. APRIL 4, 2020. <https://www.latimes.com/california/story/2020-04-04/california-loosens-nursing-student-rules-in-response-to-coronavirus-crisis>
20. アダオラ・キング. ビジネス短信“新型コロナウイルスで病欠手当支給前倒し、プレミアリーグは4月2日まで全

- 試合見合わせ(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年03月16日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/e98b9f5f87d91107.html>
21. 木下裕之。ビジネス短信“政府予算案に新型コロナウイルス感染対策、インフラで大規模拠出も(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年03月18日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/c3b394949331c955.html>
 22. アダオラ・キング、宮崎拓。ビジネス短信“英国政府、新型コロナ受け 3,500 億ポンド超の大型追加経済対策を発表(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年03月18日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/91f0dc1e5be8435d.html>
 23. 宮崎拓。ビジネス短信“新型コロナ経済対策第3弾、休業従業員給与の8割を補助(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年03月23日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/a9a4a8098436b04e.html>
 24. 宮崎拓。ビジネス短信“新型コロナ対策の給与8割給付制度、受付開始初日で14万件の申請(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年04月22日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/66692c170d2b486e.html>
 25. 宮崎拓。ビジネス短信“スーナック財務相、雇用維持を柱に最大4兆円規模の追加経済対策を発表(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年07月14日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/d026e9bba6230222.html>
 26. 尾崎翔太。ビジネス短信“2021年度予算案を発表、大企業向け法人税を2023年から引き上げ(英国)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2021年03月09日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/36f560a27b8b61d8.html>
 27. Ministry of Housing, Communities & Local Government. Coronavirus (COVID-19): Homelessness response fund. Gov.UK. 14 May 2020. <https://www.gov.uk/guidance/coronavirus-covid-19-homelessness-response-fund>
 28. 国立国会図書館調査及び立法考査局。小特集 新型コロナウイルス感染症対策(4)【イギリス】事業及び計画法の制定—新型コロナウイルス感染症への対応支援—。外国の立法。2020, No.285-1(2020年10月:月刊版), p.2-3.
 29. 天瀬光二。緊急コラム #021 雇用維持スキームの行方—欧米各国の出口戦略。独立行政法人労働政策研究・研修機構。2020年10月9日(金曜)掲載。<https://www.jil.go.jp/tokusyuu/covid-19/column/021.html>
 30. ケヴィン・ピーチャー。イギリスの自営業者に給付金、その内容は? 新型ウイルス。BBC NEWS JAPAN。2020年3月27日。<https://www.bbc.com/japanese/52059296>
 31. 国立国会図書館調査及び立法考査局。小特集 新型コロナウイルス感染症対策(2)【イギリス】コロナウイルス法の制定。外国の立法。2020, No.284-1(2020年7月:月刊版), p.4-5.
 32. ピネガー 由紀。日本人が知らない英国「コロナ病棟」のリアル 現地在住看護師が語る医療崩壊を防ぐ仕組み。東洋経済 ONLINE。2020/06/03。<https://toyokeizai.net/articles/-/353880>
 33. ピネガー 由紀。コロナ「危険手当なし」医療従事者が抱える不安 イギリスの医療用防護服はノースリエプロン。東洋経済 ONLINE。2020/06/18。<https://toyokeizai.net/articles/-/357284>
 34. 山崎あき。新型コロナウイルス対策を強化、移動制限措置を導入(フランス)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年03月19日。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/e7f0dd6e5acd9147.html>
 35. コロナウイルス対策でロックダウン下のフランス・パリの現状(2020年3月30日現在)。たびこふれ。2020/04/11。<https://tabicoffret.com/article/78101/index.html>
 36. 山崎あき。ビジネス短信“新型コロナウイルスの影響に関わる緊急企業支援措置を発表(フランス)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年03月19日。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/836bd15b537bdd6c.html>
 37. 山崎あき。ビジネス短信“企業支援措置を強化する総額1,100億ユーロの補正予算法案を閣議決定(フランス)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年04月17日。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/e44c954bc7119884.html>
 38. 国立国会図書館調査及び立法考査局。小特集 新型コロナウイルス感染症対策(3)【フランス】新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算。外国の立法。2020, No.284-2(2020年8月:月刊版), p.6-11.
 39. 山崎あき。ビジネス短信“総額65億ユーロの若年者雇用促進策を発表(フランス)”。日本貿易振興機構(JETRO)。2020年07月23日。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/80eb26777a98d564.html>
 40. 国別労働トピック フランス。コロナ禍の新卒者を対象とする雇用促進策—新規若年者採用の企業に助成金。独立行政法人労働政策研究・研修機構。2020年11月。
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2020/11/france_01.html#link_02
 41. 山崎あき。ビジネス短信“総額1,000億ユーロの経済復興策の詳細発表(フランス)”。日本貿易振興機構

- (JETRO). 2020年09月07日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/bb2d4e9faea3b5ba.html>
42. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 新型コロナウイルス感染症と学生支援—主要国の状況と取組—. 2020, 第1116号(2020.10.20).
 43. プラド・夏樹. コロナ禍も一因でフランスで高まる田舎の家探し. LIFULL HOME'S PRESS. 2020年05月10日. https://www.homes.co.jp/cont/press/rent/rent_00792/
 44. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 小特集 新型コロナウイルス感染症対策(2)【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定. 外国の立法. 2020, No.284-1(2020年7月:月刊版), p.6-11.
 45. 今井佐緒里. フランスで医療従事者に6万円か18万円のボーナスを支給. Yahoo! JAPAN ニュース. 2020/4/16. <https://news.yahoo.co.jp/byline/saorii/20200416-00173647/>
 46. Direction de l'information légale et administrative. Prime exceptionnelle aux soignants hospitaliers et heures supplémentaires majorées. Service-Public.fr. Publié le 16 juin 2020. <https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A14020>
 47. フランスの医療・介護従事者、「歴史的」賃上げへ 月平均2.2万円. BBC NEWS JAPAN. 2020年7月14日. <https://www.bbc.com/japanese/53399437>
 48. ヴェンケ・リンダート. ビジネス短信“新型コロナウイルス危機に対応、緊急融資や短時間労働拡大などの緊急対策を打ち出す(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年03月13日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/6ade786162278259.html>
 49. 中村容子. ビジネス短信“新型コロナウイルスによる企業の経営破綻回避のため大型融資支援を決定(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年03月18日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/4d31c5cc42f3721c.html>
 50. 中村容子. ビジネス短信“中小企業への給付金など、新型コロナ経済対策を大幅拡張(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年03月26日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/9202a2d228e79387.html>
 51. 中村容子. ビジネス短信“短時間労働給付の拡大、付加価値税の減税など追加経済対策を発表(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年05月08日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/dd3635a5ad2c50ae.html>
 52. 中村容子. ビジネス短信“景気刺激策は消費減税と合わせ、モビリティやデジタル化への投資を加速(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年06月10日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/fb7cfe3992526f41.html>
 53. 中村容子. ビジネス短信“新型コロナ危機対策、中小企業向けの給付型つなぎ資金の申請開始(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年07月15日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/9c5944707d917db8.html>
 54. 中村容子. ビジネス短信“短時間労働給付やつなぎ資金給付など企業への支援期間を延長(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年09月18日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/e3d06deac6362a10.html>
 55. 中村容子. ビジネス短信“新型コロナ危機の長期化で、中小企業向けの給付型つなぎ資金拡充(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年10月29日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/10/5a75f693e87e893e.html>
 56. 中村容子. ビジネス短信“ロックダウン延長で給付型の緊急支援やつなぎ資金プログラムを大幅拡張(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2020年12月10日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/15ff5052ae656a00.html>
 57. 中村容子. ビジネス短信“3度目のロックダウン延長、医療用マスク着用義務化やつなぎ資金支援改善も(ドイツ)”. 日本貿易振興機構(JETRO). 2021年01月25日. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/855158391838854f.html>
 58. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 小特集 新型コロナウイルス感染症対策(3)【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律. 外国の立法. 2020, No.284-2(2020年8月:月刊版), p.12-13.
 59. 日本経済新聞. 家賃猶予、各国動く 廃業防止へ公的支援. 日本経済新聞. 2020年4月14日. <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58003260T10C20A4EA2000/>
 60. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 小特集 新型コロナウイルス感染症対策(2)【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法(その2). 外国の立法. 2020, No.284-1(2020年7月:月刊版), p.12-15.
 61. 国立国会図書館調査及び立法考査局. 小特集 新型コロナウイルス感染症対策(6)【ドイツ】コロナパンデミック対策—病院未来法、連邦選挙法等改正、第3次住民保護法、農業市場法規第3次改正法—. 外国の立法. 2021, No.286-1(2021年1月:月刊版), p.4-7.

62. Neue Coronaprämie für Krankenhauspersonal beschlossen. Deutsches Ärzteblatt. 8. Februar 2021. <https://www.aerzteblatt.de/nachrichten/120940/Neue-Coronapraemie-fuer-Krankenhauspersonal-beschlossen>
63. 熊谷 徹. 新型コロナ最悪シナリオを 8 年前に想定したドイツの危機管理. 日経ビジネス.2020.4.21. <https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00023/042000163/>
64. 岡本真希. 【ドイツ便り】ドイツの臨戦態勢から学ぶ院内感染の防御策. M3.com. 2020 年 4 月 19 日. <https://www.m3.com/news/iryoshin/756632>
65. NHK 大学生とつくる就活応援ニュースゼミ. 1からわかる！ベーシックインカム(1)そもそも、どんな制度なの?. NHK. 2021 年 01 月 13 日. https://www3.nhk.or.jp/news/special/news_seminar/jiji/jiji81/
66. NHK 大学生とつくる就活応援ニュースゼミ. 1からわかる！ベーシックインカム(2)各国の事例を見てみよう. NHK. 2021 年 01 月 20 日. https://www3.nhk.or.jp/news/special/news_seminar/jiji/jiji82/
67. NHK 大学生とつくる就活応援ニュースゼミ. 1からわかる！ベーシックインカム(3)日本で実現できるの?. NHK. 2021 年 01 月 26 日. https://www3.nhk.or.jp/news/special/news_seminar/jiji/jiji83/
68. 小玉 祐一. 日本における ベーシックインカム導入の可能性. 明治安田総合研究所調査 REPORT. 2021.1.27. https://www.myri.co.jp/publication/myilw/pdf/myri_202101_web_07.pdf
69. 松岡由希子. ベーシックインカムはどうだったのか？ フィンランド政府が最終報告書を公表. Newsweek 日本版. 2020 年 5 月 11 日 <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/05/post-93377.php>
70. ベーシック・インカム導入案、反対大多数で否決. スイスの視点を 10 カ国語で. 2016/06/05. <https://www.swissinfo.ch/jpn/business/%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%83%E3%82%AF-%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%AB%E3%83%A0%E5%B0%8E%E5%85%A5%E6%A1%88-%E5%8F%8D%E5%AF%BE%E5%A4%A7%E5%A4%9A%E6%95%B0%E3%81%A7%E5%90%A6%E6%B1%BA/42205540>
71. アメリカ大統領選挙 2020. 『連載・経済とアメリカ大統領選挙』第 4 回・無条件でお金が？コロナで脚光の“BI”. NHK. 2020.10.09. https://www3.nhk.or.jp/news/special/presidential-election_2020/report/society/society_32.html
72. Rachel Sandle. 米 11 都市でベーシックインカム導入実験、29 歳市長が発起人. Forbes JAPAN. 2020/06/30. <https://forbesjapan.com/articles/detail/35525>
73. Mayors for a Guaranteed Income(MGI). <https://www.mayorsforagi.org/>
74. Aria Bendix. 人々は月 500 ドルを何に使ったのか…カリフォルニア州ストックトンのベーシックインカム実験調査. Business Insider. Mar. 12, 2021. <https://www.businessinsider.jp/post-230850>
75. mashup NY. アンドリュー・ヤン氏、NY 市長選に出馬。ベーシックインカムの行方は？. mashup NY. 2021-01-14. <https://www.mashupreporter.com/andrew-yang-enters-race-for-nyc-mayor/>
76. Marguerite Ward. ドイツでベーシックインカム実験始まる…3 年間、毎月 15 万円を支給。イギリスなどでも議論がスタート. Business Insider. Aug. 21, 2020. <https://www.businessinsider.jp/post-218832>
77. 時事ドットコム. 120人に3年間、月15万円 独でベーシックインカム実験—新型コロナ. 時事通信社. 2020 年 08 月 23 日. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020082200357&g=int>
78. 上代 瑠偉. スペイン、上限約 12 万 8000 円のベーシックインカム 申請殺到で行き詰まりに. Ledge.ai. 2020 09 14. <https://ledge.ai/spain/>
79. 日本経済新聞. 英首相、ベーシックインカム検討 コロナ対策で一時的に. 日本経済新聞. 2020 年 3 月 19 日. <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56978020Z10C20A3EAF000/>
80. Basic Income Scotland. <https://www.basicincome.scot/>